



かみ
ごおり

こども・若者 まんなかプラン

令和7年3月
上郡町

ごあいさつ

上郡町では、出産祝金、食育支援御祝記念品配布事業を新設し、令和6年度からは「こども家庭センター」を設置し、相談窓口のワンストップ化による切れ目のない子育て支援に取り組んできました。

近年、こども・若者を取り巻く社会情勢は急速に変化しており、町の状況として、高齢化や少子化の進行に加え、共働き世帯や核家族化に伴い、家庭や地域における子育て環境は厳しさを増しております。このような中、子育て家庭の不安や負担を軽減する支援が求められています。また、少子化の状況にあっても、子育て支援施策や、仕事と子育てを両立できる環境の整備を一層推進していく必要があります。

このたび、こども・若者および子育て当事者への支援施策を推進していくための総合的な計画となる「かみごおり こども・若者まんなかプラン」を策定しました。本計画では、「こども・若者が幸せを実感しながら健やかに育つまち」を基本理念に掲げ、町全体で子育て支援施策を進めてまいりますので、町民の皆さまのご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたり、多大なるご尽力を賜りました「上郡町子ども・子育て会議」の委員の皆さまをはじめ、アンケート調査の実施にご協力いただきました町民の皆さま、本計画表紙のイラスト作成をしてくださった町立上郡中学校美術部の皆さま、関係者の方々に心から感謝申し上げます。

令和7年3月

上郡町長 梅田 修作

目次

第1章 序論	1
1. 近年の国の動向と計画策定の趣旨	1
2. 「こども大綱」について	2
3. 計画の施策範囲について	5
4. こども・若者の社会参画・意見反映について	5
5. 計画の位置付け	6
6. 計画の対象	7
7. 計画期間	7
第2章 町の状況	8
1. 町の人口の推移と割合	8
2. 人口構造	9
3. 出生の状況	10
4. 自然増減と社会増減	11
5. 婚姻の状況	12
6. こどものいる世帯の状況	13
7. 女性の就労状況	15
8. 上郡町全体の人口予測	16
第3章 子育て支援の状況	18
1. 幼児教育・保育施設の状況	18
2. 放課後児童健全育成事業の状況	19
3. 小・中学校の状況	20
4. 乳幼児健康診査の状況	21
5. 姫路こども家庭センター児童虐待相談の状況	21
6. 手当・助成の状況	22
第4章 調査結果と計画策定の方向性	23
1. 子育て支援に関するニーズ調査結果（概要）	23
2. こども・若者調査結果（概要）	32
3. 計画策定に向けた方向性	38
第5章 基本理念と施策体系	40
1. 基本理念	40
2. 施策体系	41
第6章 施策の展開	42
基本目標1 こども・若者の最善の利益を守る環境づくりの推進	42
1-1 こども・若者の権利に関する理解の促進	42
1-2 こども・若者の意見表明の保障	43
1-3 こども・若者の権利擁護	44

基本目標2 こども・若者の成長を支える環境の整備	45
2-1 就学前教育・保育の推進	45
2-2 学校教育の推進	46
2-3 障がいのあるこどもへの支援	49
2-4 生きづらさを抱えるこども・若者への支援	51
2-5 結婚と子育ての希望をかなえる支援	53
2-6 就労支援と生涯にわたる学びの提供	55
2-7 こども・若者の安全・安心の確保	56
2-8 こども・若者の居場所づくり	58
基本目標3 こども・若者を支える子育て当事者への支援	59
3-1 様々な経済的支援	59
3-2 母子保健の推進	60
3-3 地域子育て支援の環境整備	63
3-4 ワーク・ライフ・バランスの推進	65
3-5 配慮が必要な子育て家庭への支援	66
第7章 量の見込みと確保方策	68
1. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域	68
2. 教育・保育事業の量の見込みと確保方策	68
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	70
第8章 計画の推進について	78
1. 計画の推進体制	78
2. 計画の進捗管理と評価	78
3. 評価指標の設定	79
資料編	80
1. 上郡町子ども・子育て会議条例	80
2. 上郡町子ども・子育て会議 委員名簿	82
3. 計画策定の経緯	83
4. 用語の解説	84

本文中に（※）のある用語については、資料編の「用語の解説」に内容の説明を掲載しています。

第1章 序論

1. 近年の国の動向と計画策定の趣旨

少子化対策やこども施策に関する近年の国の動向を振り返ると、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、その中で次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策についての基本理念が定められました。また、同年には「少子化社会対策基本法」が成立し、平成16年12月に「子ども・子育て応援プラン」が策定されました。

平成27年には、平成24年に成立した「子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）」に基づいて、「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。そして、量と質の両面から子育てを社会全体で支えることを目的とした「子ども・子育て支援新制度」を推進するため、平成27年度から法定計画として、全国の都道府県及び市町村で「子ども・子育て支援事業計画」が策定されてきました。

令和3年12月、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定されました。その基本方針では、常にこどもの最善の利益^(※)を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」の実現が提示されており、その実現に向けた動きを進めるため、こども家庭庁を創設することとされました。

令和4年6月、「こども基本法^(※)」が成立・公布、令和5年4月1日に施行され、同日、こども家庭庁が発足されました。そして、令和5年12月、政府全体のこども施策の基本的な方針を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

このような国の動向を踏まえて策定される「こども計画」は、こども基本法に基づき、こども大綱を勘案し、各自治体の施策や地域の実情、こども及び子育て当事者等の意見を反映して策定されるこども施策の総合的な計画です。全国の都道府県及び市町村で「こども計画」が策定されることで、こどもまんなか社会の実現に向けた動きが加速していきます。

本町においても、これまでの計画（「第2期上郡町子ども・子育て支援事業計画」）が令和6年度で終了することから、国の動向を踏まえ、こども施策の総合的な計画となる「かみごおり こども・若者まんなかプラン」（以下「本計画」という。）を策定します。本計画により、これまでの本町のこども施策に加え、計画の対象を若者まで含めることで、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けた取組を推進することとします。

2. 「こども大綱」について

(1) 「こども大綱」の概要

令和5年12月22日、こども基本法に基づきこども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

こども大綱では、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、日本国憲法、こども基本法及び児童の権利に関する条約^(※)（以下「こどもの権利条約」という。）の精神にのっとり、次の6つの柱を基本的な方針としています。自治体こども計画の策定においても、こども大綱の基本的な方針を踏まえて作成する必要があるため、これらの点に留意して本計画の策定に努めました。

◆「こどもまんなか社会」とは◆

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会のこと。

◆「こども大綱」の基本的な方針◆

1. こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。
2. こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。
3. こどもや若者、子育て当事者のライフステージ^(※)に応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
4. 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。
5. 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む。
6. 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。

(2)「こども大綱」における施策展開に関する重要事項

こども・若者に対する支援は、こども・若者自身が自分らしく社会生活を送れるようになるまで続けていくことが必要です。また、子育て当事者に対する支援は、こどもの誕生前から、乳幼児期、学童期、思春期、青年期を経ておとなになるまでを「子育て」と捉える中で、途切れることなく支えていくことが必要です。

自治体こども計画の策定にあたっては、こども大綱に記載されている次の点を踏まえながら、こども・若者のライフステージや子育て当事者の状況に応じたこども施策を展開していくことが求められているため、これらの点に留意して本計画の策定に努めました。

【ライフステージを通した重要事項】

- ◆こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有
こども基本法の周知／こどもの権利に関する理解促進等
- ◆多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
遊びや体験活動の推進／生活習慣の形成・定着等
- ◆こども・若者への切れ目のない保健・医療の提供
成育医療等の研究や相談支援／慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援等
- ◆こどもの貧困対策
教育支援、生活安定に資する支援／保護者の就労支援、経済的支援等
- ◆障がい児支援・医療的ケア児等への支援
地域における支援体制の強化／インクルージョン^(※)の推進／特別支援教育等
- ◆児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラー^(※)への支援
児童虐待防止対策等の更なる強化／社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援／ヤングケアラーへの支援等
- ◆こども・若者の自殺対策、犯罪等からこども・若者を守る取組
自殺対策の強化／安全・安心にインターネットを利用できる環境整備／性犯罪・性暴力対策／犯罪被害・事故・災害からこどもを守る環境整備／非行防止と自立支援等

【ライフステージ別の重要事項】

- ◆こどもの誕生前から幼児期まで
妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保／こどもの誕生前から幼児期までの成長の保障と遊びの充実
- ◆学童期・思春期
こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生／こども・若者の視点に立った居場所づくり／小児医療体制、心身の健康等の情報提供やこころのケアの充実／成年年齢を迎える前に必要な知識の情報提供や教育／いじめ防止／不登校のこ

どもへの支援／こどもや保護者等からの意見を参考とする校則の見直し／体罰や不適切な指導の防止／高校中退の予防、高校中退後の支援

◆青年期

高等教育の修学支援、高等教育の充実／就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組／結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援／悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

【子育て当事者への支援に関する重要事項】

◆子育てや教育に関する経済的負担の軽減

幼児期から高等教育段階までの負担軽減／特に高等教育について、更なる支援拡充の検討（授業料等減免、奨学金制度の充実、授業料後払い制度の本格導入等）／基礎的な経済支援としての児童手当の位置付けの明確化、拡充／医療費等の負担軽減

◆地域子育て支援、家庭教育支援

オンラインも活用した相談やプッシュ型^(※)の情報提供／体罰によらない子育てに関する啓発／一時預かり、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッターに関する取組の推進／訪問型を含めた家庭教育支援チームの普及

◆共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

育児休業制度の強化／長時間労働の是正や働き方改革の促進／男性の家事・子育てへの参画の促進、企業の福利厚生の実施／男性の育児休業があたり前になる社会の実現

◆ひとり親家庭への支援

児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じた生活支援、子育て支援、就労支援等の適切な実施／こどもに届く生活・学習支援の推進／プッシュ型による相談支援やワンストップで必要な支援につなげる相談支援体制の強化／安全・安心な親子の交流の推進／養育費に関する相談支援や取決めの促進の強化

3. 計画の施策範囲について

こども基本法において、こども施策について次のとおり定められています。

この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- ①新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- ②子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- ③家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

上記の法の趣旨を踏まえ、本町では計画の対象となるこども・若者だけでなく、子育て当事者への支援も行うことで、心身の発達の過程にあるこどもや、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程を支えていくこととします。

4. こども・若者の社会参画・意見反映について

こども基本法において、こども施策の基本理念として、こども・若者の年齢や発達の程度に応じた意見表明と社会参画の機会の確保が定められており、こども・若者の意見の尊重と最善の利益の優先的な考慮が求められています。また、こども施策を策定、実施、評価するにあたって、こども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられています。

さらに、こどもの権利条約では、児童（18歳未満の全ての者）の意見を表明する権利を定めており、その実践を通じた権利保障を推進することが求められています。

このように、こどもや若者の意見を聴取して施策に反映することや、こども・若者の社会参画を進めることには、大きく次の2つの意義があります。

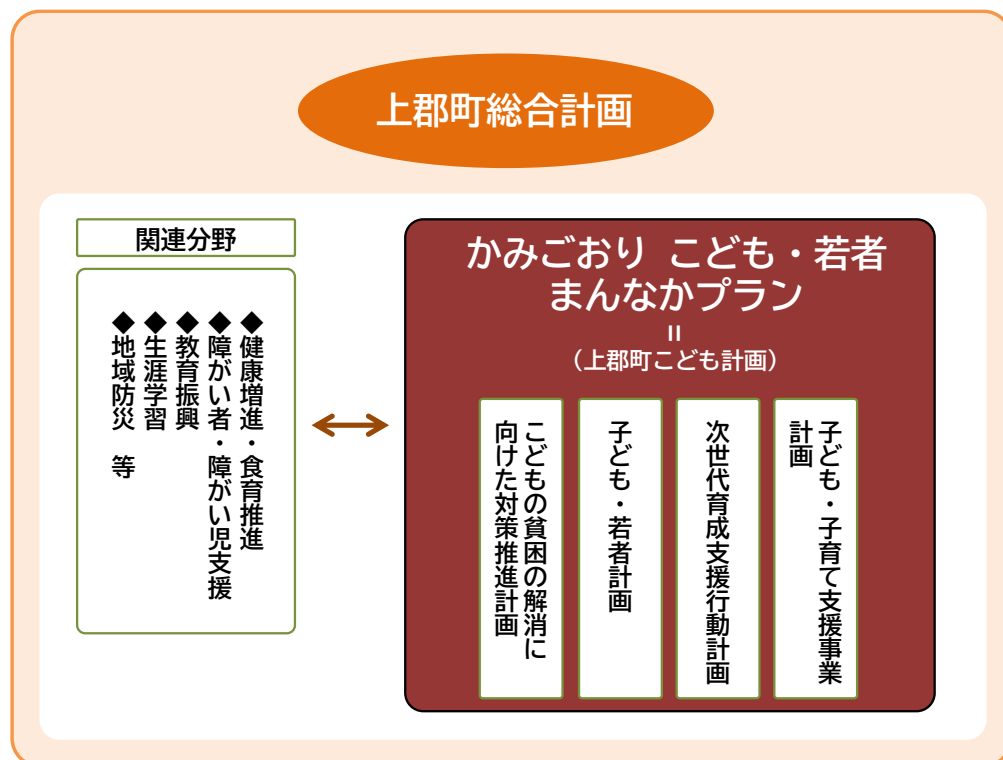
- ①こどもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。
- ②こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。(ひいては、民主主義の担い手の育成に資する)

自治体こども計画の策定にあたっては、こども基本法やこどもの権利条約の趣旨を踏まえ、こども・若者の意見表明と社会参画の機会の確保に努めるとともに、子育て当事者の意見も勘案したこども施策を展開していくことが求められているため、これらの点に留意して本計画の策定に努めました。

5. 計画の位置付け

こども基本法において、「市町村は、こども大綱を勘案して、当該市町村における計画（市町村こども計画）を定めるよう努める」と定めています。また、「市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律、その他の法令の規定により地方公共団体が策定する計画と一体として策定することができる」とも定めています。このため、本町ではこども施策に関わる4つの計画を包含して一体的に策定します。

◆本計画の位置付け◆



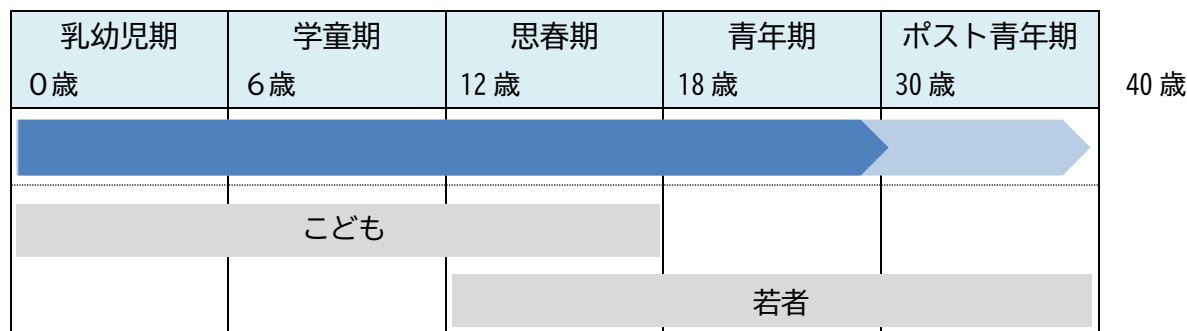
◆本計画に包含する計画◆

法令	計画	策定指針（大綱含む）
子ども・子育て支援法	子ども・子育て支援事業計画	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針
次世代育成支援対策推進法	次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針
子ども・若者育成支援推進法	子ども・若者計画	こども大綱 （旧：子供・若者育成支援推進大綱）
こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律	こどもの貧困の解消に向けた対策推進計画	こども大綱 （旧：子供の貧困対策に関する大綱）

6. 計画の対象

全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現していくため、本計画の対象は、主に0歳から30歳未満（施策によっては40歳未満まで）のこども・若者とします。

なお、本計画における「こども（子ども）」の表現については、法令や固有名詞については「子ども」と表現し、それ以外については「こども」と表現しています。



◆（参考）乳幼児期～青年期の年齢とこども・若者の範囲について◆

こども大綱の前提となった「子供・若者育成支援推進大綱」（令和3年4月）では、次のとおり定められています。

本大綱においては、「子供」「若者」をそれぞれ以下のとおり定義する。

子供：乳幼児期（義務教育年齢に達するまで）、学童期（小学生）及び思春期（中学生からおおむね18歳まで）の者。なお、法令上「子ども」と表記されている固有名詞を除き、本大綱においては「子供」の表記を用いる。

若者：思春期、青年期（おおむね18歳からおおむね30歳未満まで）の者。施策によっては、ポスト青年期の者（青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者）も対象とする。

*思春期の者は、子供から若者への移行期として、施策により、子供、若者それぞれに該当する場合がある。

7. 計画期間

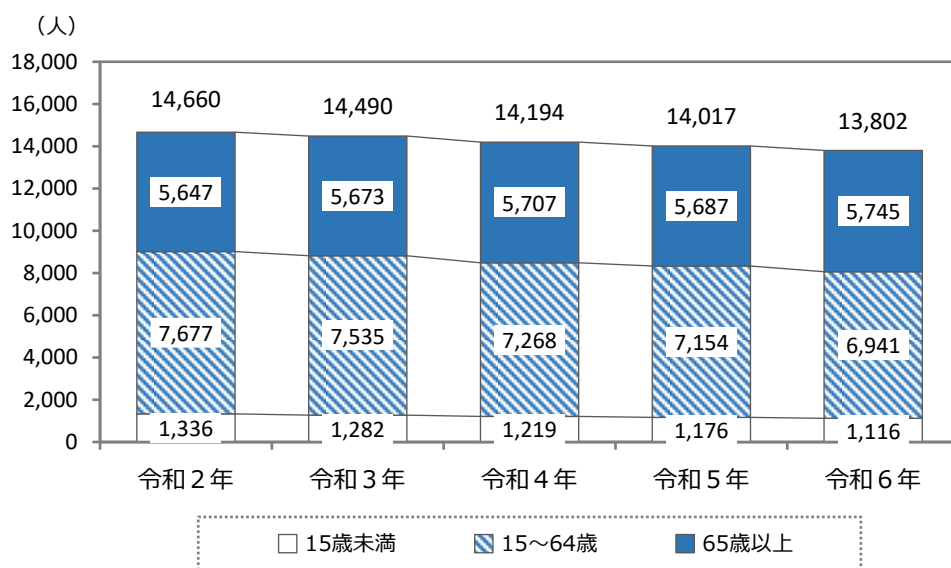
本計画の期間は、令和7年度～令和11年度の5年間とします。ただし、計画期間中であっても、国や県の動向等により見直しが必要となった場合は、適宜修正を行うこととします。

第2章 町の状況

1. 町の人口の推移と割合

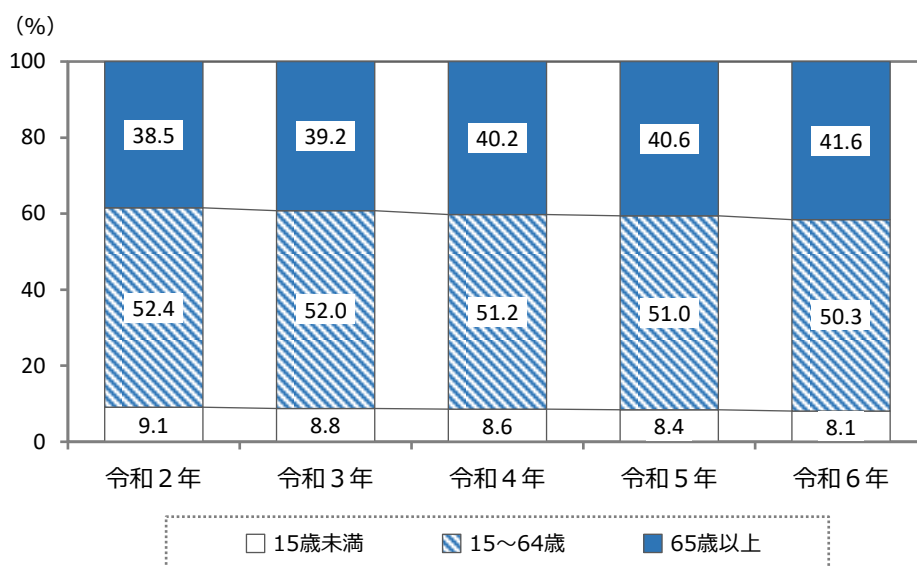
令和6年4月1日現在、町の総人口は13,802人です。老年人口（65歳以上）は令和5年に減少しましたが、令和6年に再び増加しました。一方、年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15～64歳）は減少で推移しているため、高齢化率は年々高まっています。

◆総人口及び三区分別人口の推移◆



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

◆三区分別人口割合の推移◆

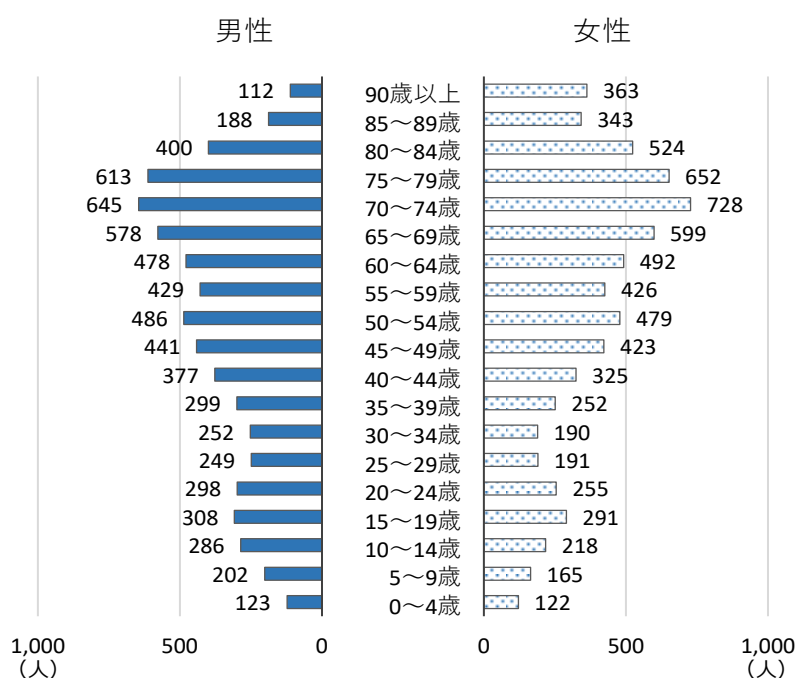


資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

2. 人口構造

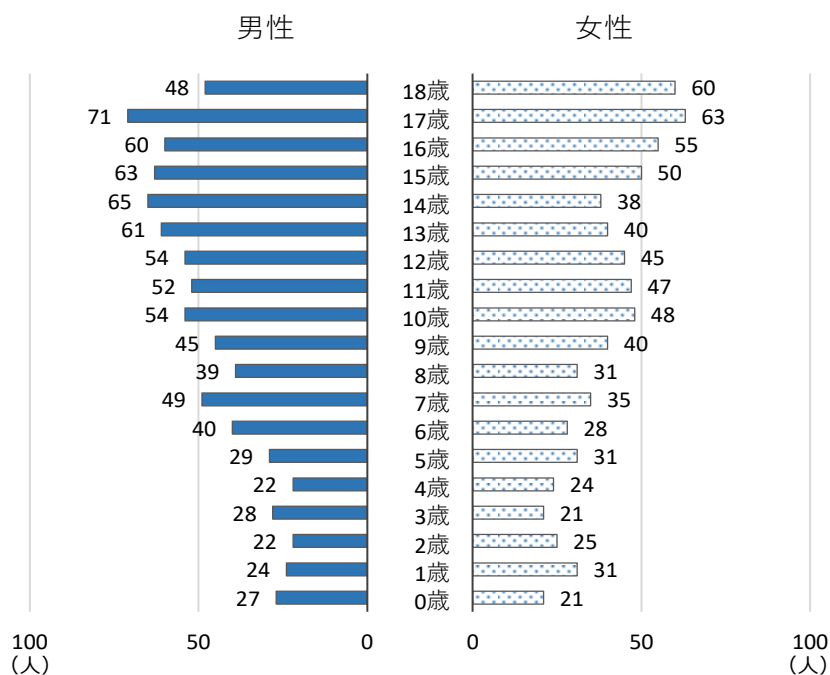
人口構造は、年少人口と20～30歳代が少なく高齢者が多い、いわゆる「つぼ型」になっています。また、18歳以下の1歳階級でみると、年齢ごとに増減はあるものの、年齢が下がるほど人口が少ない傾向にあることがうかがえます。

◆人口ピラミッド（5歳階級別）◆



資料：住民基本台帳（令和6年4月1日時点）

◆人口ピラミッド（18歳以下の1歳階級別）◆



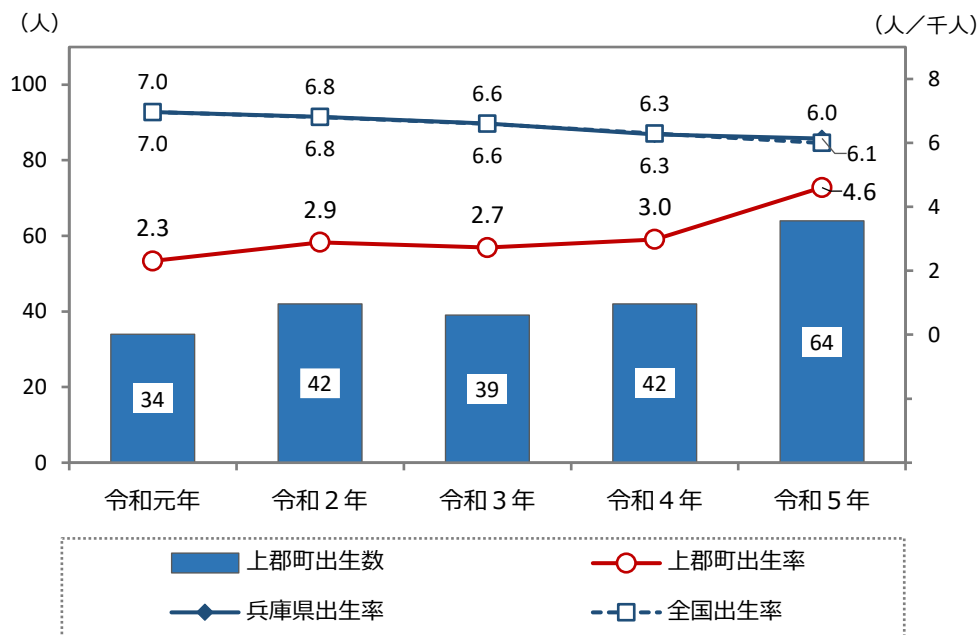
資料：住民基本台帳（令和6年4月1日時点）

3. 出生の状況

出生数をみると、令和元年から令和4年まで34～42人の幅で推移していましたが、令和5年は64人と増加しました。

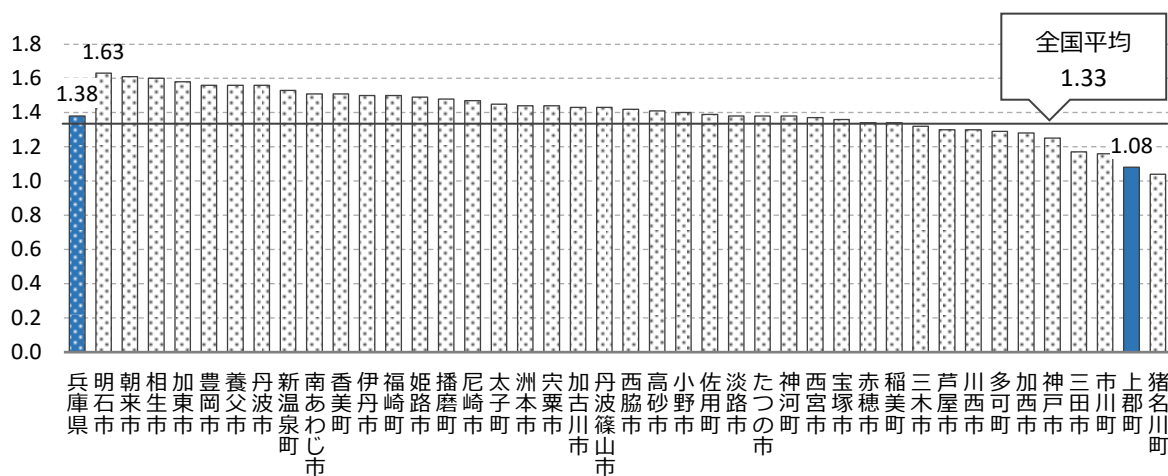
近年の合計特殊出生率^(※)をみると、町は全国及び県より低くなっています。

◆出生数と出生率◆



資料：住民基本台帳

◆合計特殊出生率（県内市町比較）◆

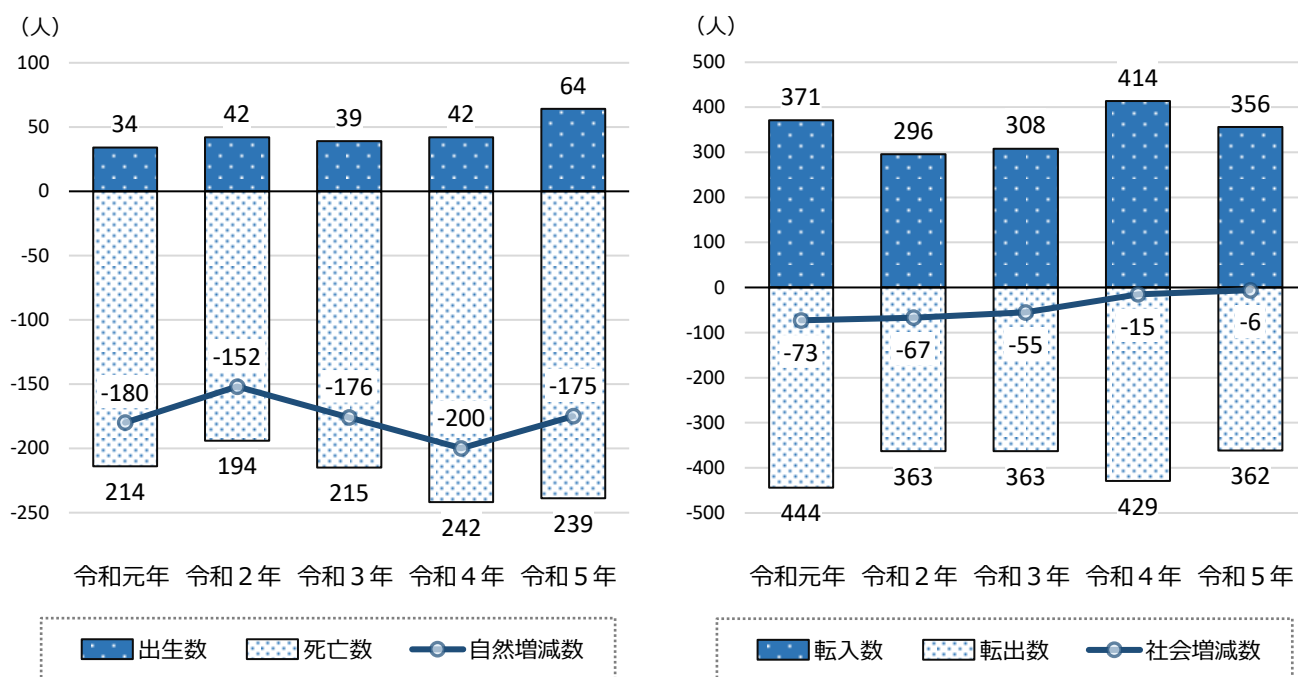


資料：人口動態統計特殊報告（平成30年～令和4年）

4. 自然増減と社会増減

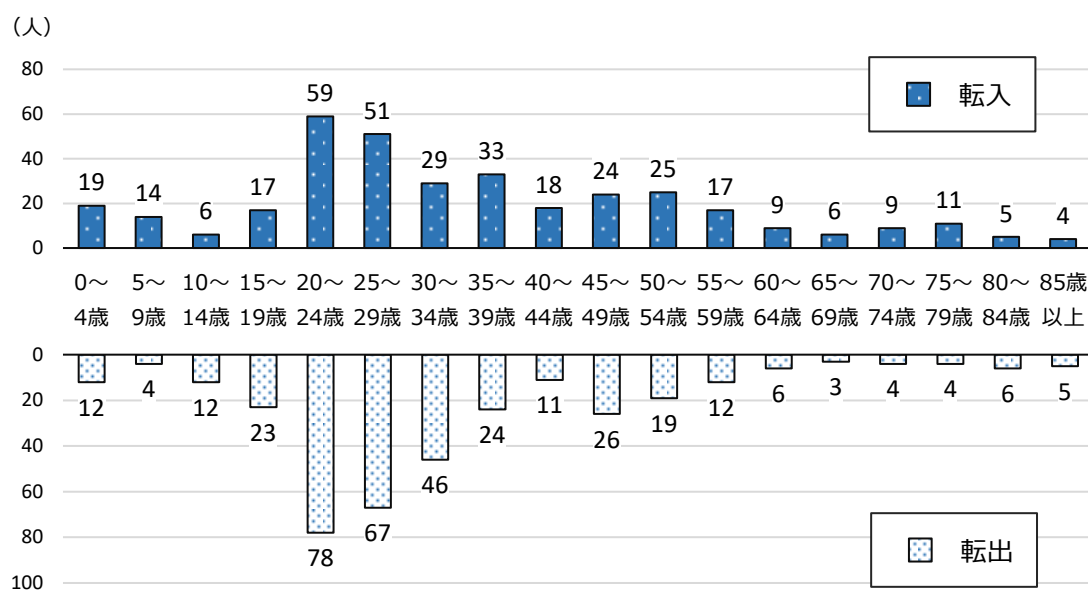
近年、自然増減（出生数と死亡数の差）は減少で推移しており、その要因として出生数の少なさと高齢化による死亡数の増加が考えられます。また、社会増減（転出数と転入数の差）は減少で推移していますが、令和4～5年は転入数と転出数がほぼ拮抗しています。

◆自然増減と社会増減の推移◆



資料：住民基本台帳及び住民基本台帳人口移動報告

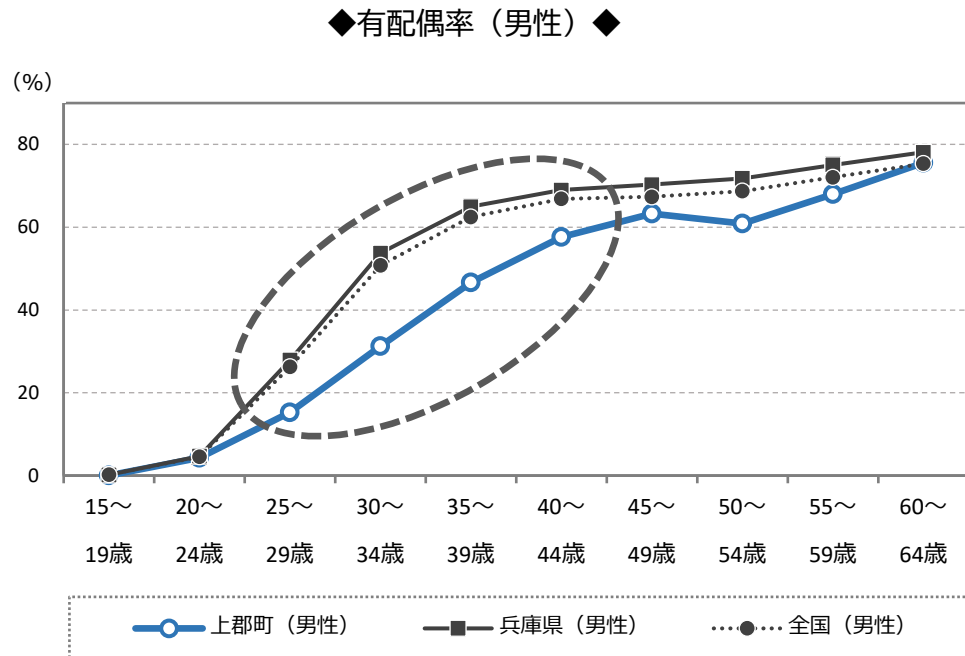
【参考】転入と転出の比較（5歳階級別）



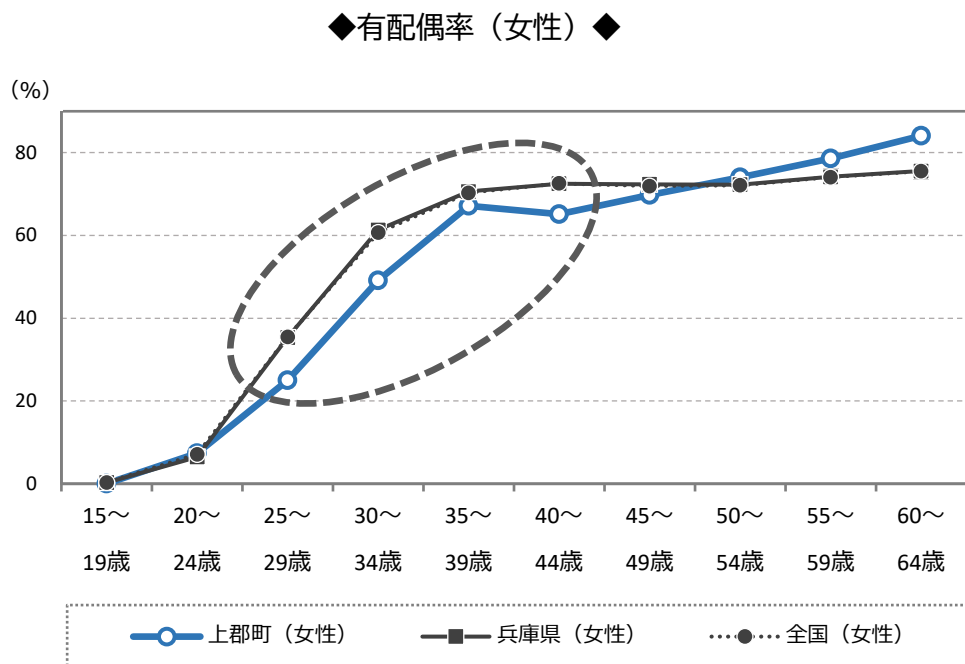
資料：住民基本台帳人口移動報告（令和5年）

5. 婚姻の状況

婚姻の状況を示す有配偶率について、子育ての中心世代と言える 25～44 歳でみると、全国及び県と比べて、男性・女性ともに低くなっています。



資料：国勢調査（令和2年）

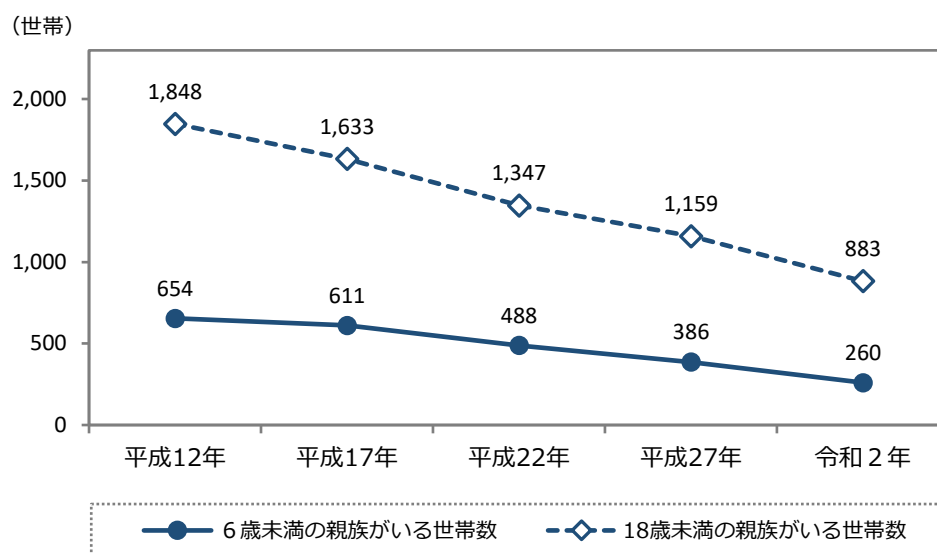


資料：国勢調査（令和2年）

6. こどものいる世帯の状況

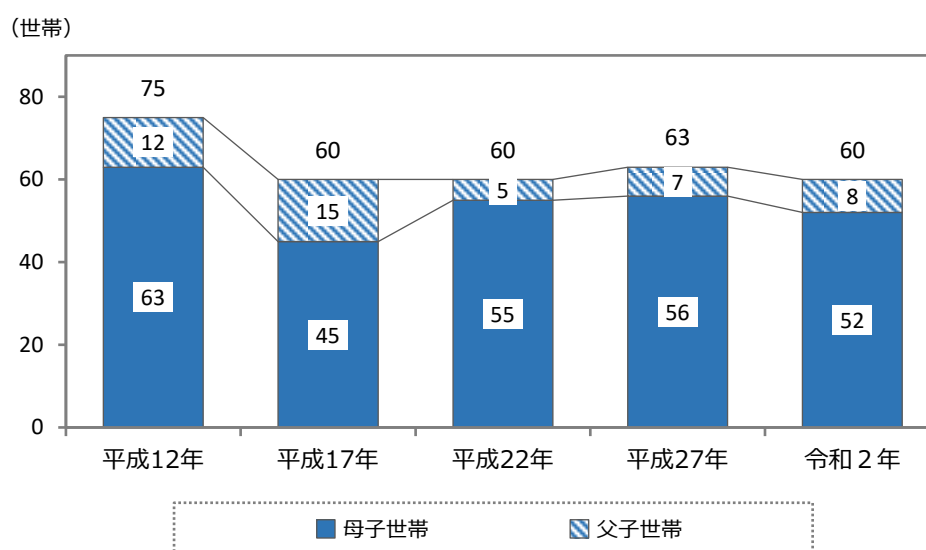
こどものいる世帯数は、減少で推移していますが、ひとり親世帯数は、60～75 世帯の間で推移しています。

◆こどものいる世帯数◆



資料：国勢調査

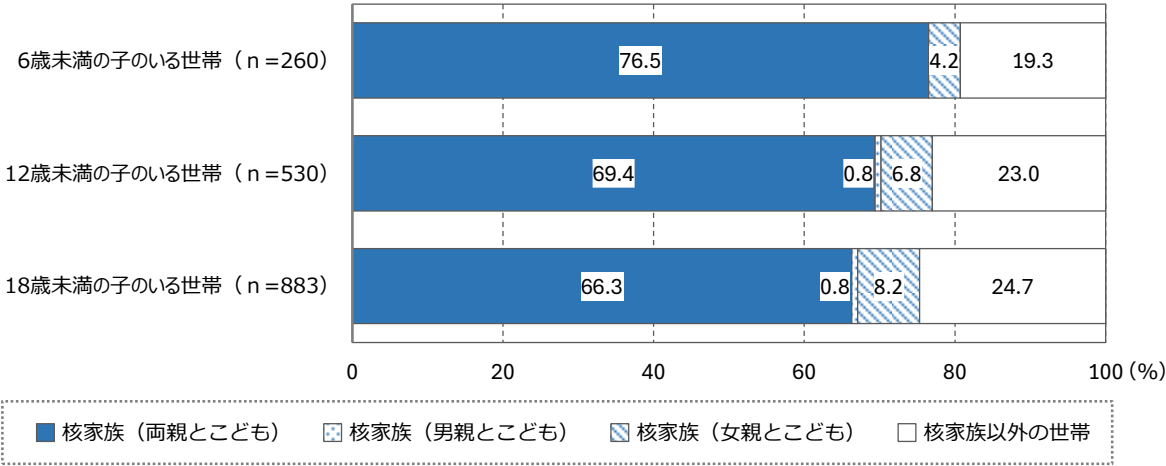
◆ひとり親世帯数◆



資料：国勢調査

こどものいる世帯の家族形態をみると、「核家族^(※)以外の世帯」の割合は少なく、「核家族」の形態が多くを占めています。また、6歳未満の子のいる世帯では4.2%、18歳未満の子のいる世帯では9.0%がひとり親世帯となっています。

◆こどものいる世帯の家族形態◆



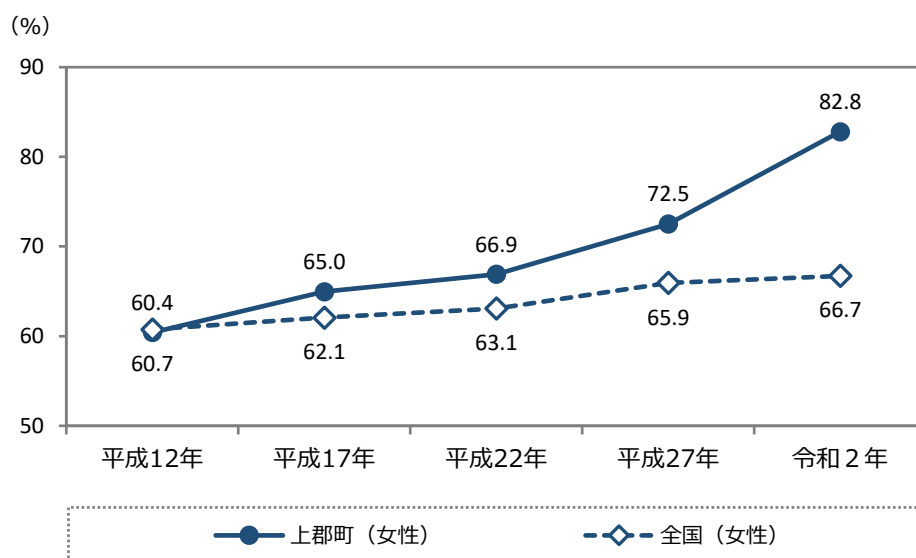
資料：国勢調査（令和2年）

7. 女性の就労状況

子育ての中心世代（25～44 歳）の女性就業率をみると増加傾向にあり、全国平均を超えて推移しています。また、令和2年の女性就業率を5歳階級別にみると、全国及び県と比較して、女性の就業率は25～64 歳の間で高い位置にあります。

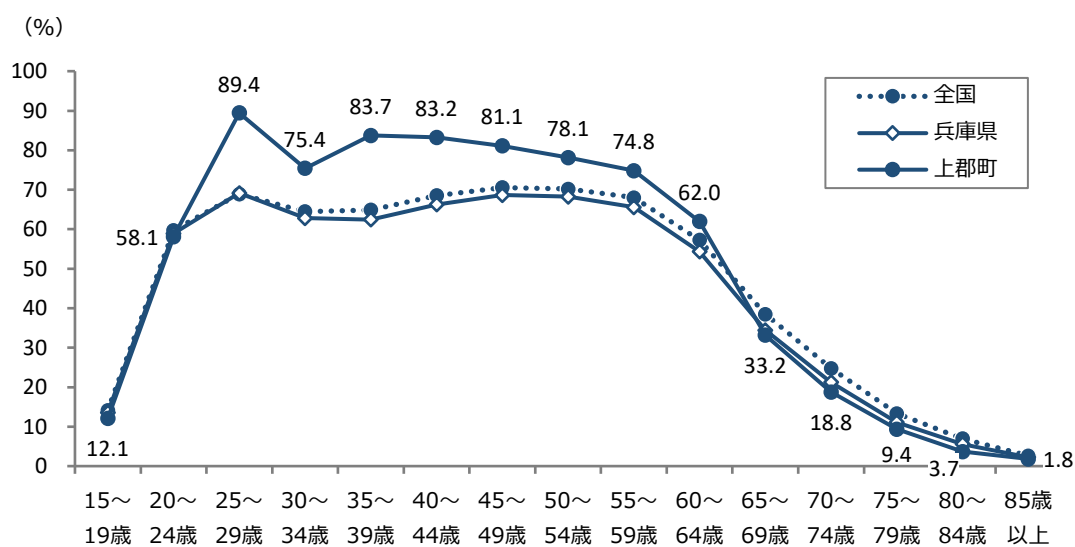
ただし、30 歳代では、出産や育児に伴う離職等により就業率が下がる、いわゆる「M字カーブ」がうかがえることから、仕事をしながら子育てしやすい環境づくりに取り組んでいく必要があります。

◆就業率（女性：25～44 歳）◆



資料：国勢調査

◆就業率（女性：5 歳階級別）◆

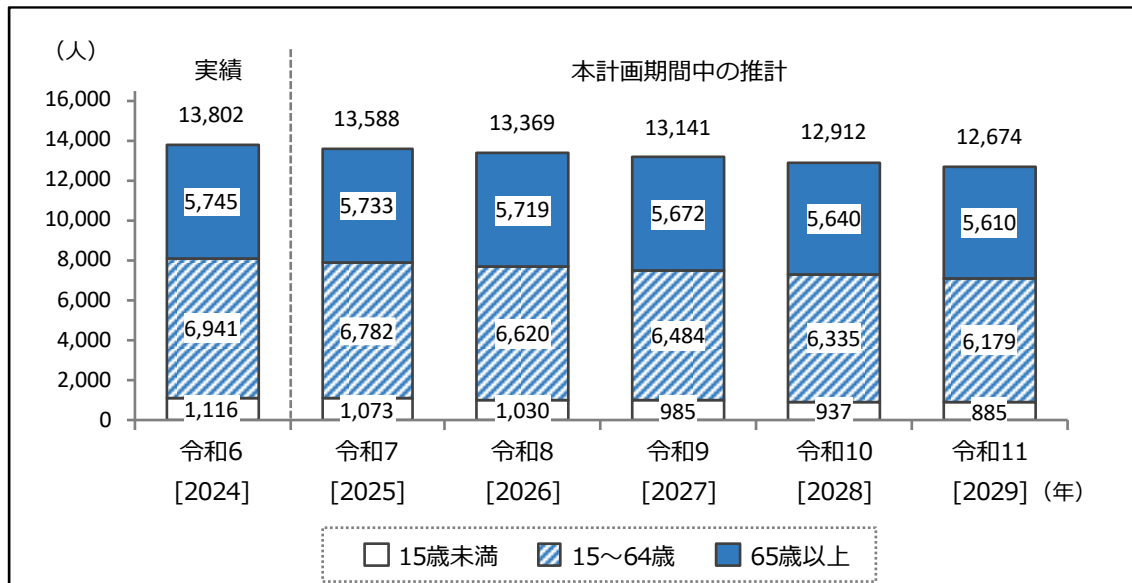


資料：国勢調査（令和2年）

8. 上郡町全体の人口予測

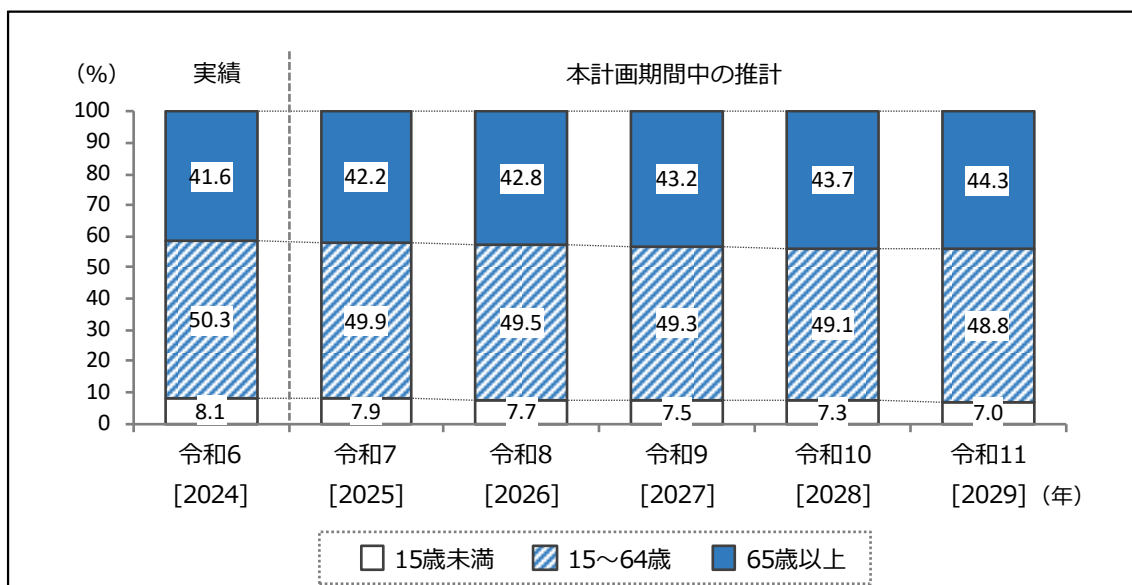
本計画策定のために今後の人口推計を行った結果、全体の人口減少は進行しますが、老年人口（65歳以上）は緩やかな減少で推移する一方、生産年齢人口（15～64歳）及び年少人口（15歳未満）は減少で推移することが予想されます。その結果、三区分別人口の割合からもわかるように、少子高齢化は進行することが見込まれます。

◆総人口及び三区分別人口の推計◆



資料：住民基本台帳（令和2～6年の各年4月1日時点）をもとに推計（コーホート変化率法^(※)）

◆三区分別人口割合の推計◆



資料：住民基本台帳（令和2～6年の各年4月1日時点）をもとに推計（コーホート変化率法）

教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業等の見込量算出のための基礎データとして、18歳未満の人口推計を行いました。その結果、本計画期間中の18歳未満の人口は、出生数の減少等の理由により年々減少していくことが予想されます。

◆18歳未満の人口推計（1歳階級別）◆

	実績	本計画期間中の推計				
	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)
0歳	48	38	37	36	34	32
1歳	55	52	41	40	39	37
2歳	47	60	58	45	44	43
3歳	49	48	60	59	46	45
4歳	46	52	51	63	62	49
5歳	60	46	53	52	64	63
0～5歳 計	305	296	300	295	289	269
6歳	68	62	48	54	54	66
7歳	84	69	63	48	55	55
8歳	70	85	70	64	48	56
9歳	85	71	86	71	65	49
10歳	102	86	72	87	72	66
11歳	99	102	86	72	87	72
6～11歳 計	508	475	425	396	381	364
12歳	99	101	104	88	74	89
13歳	101	99	101	104	88	74
14歳	103	102	100	102	105	89
12～14歳 計	303	302	305	294	267	252
15歳	113	100	99	97	99	102
16歳	115	113	100	99	97	99
17歳	134	114	112	100	99	96
15～17歳 計	362	327	311	296	295	297
合計	1,478	1,400	1,341	1,281	1,232	1,182

資料：住民基本台帳（令和2～6年の各年4月1日時点）をもとに推計（コーホート変化率法）

第3章 子育て支援の状況

1. 幼児教育・保育施設の状況

就学前児童への教育・保育事業については、こどもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の3区分に認定してサービスを提供しています。

認定区分	年齢	保育の必要性	提供施設	提供区域
1号	3～5歳児	保育の必要性に該当しない (教育のみ)	認定こども園	町全域
2号	3～5歳児	保育の必要性に該当	認定こども園	
3号	0～2歳児		認定こども園	

■ 1号認定

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(計画値)	71	73	67	63	63
②実績値	76	56	57	44	34
②-①	5	-17	-10	-19	-29

■ 2号認定

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(計画値)	128	132	124	116	116
②実績値	140	144	146	128	121
②-①	12	12	22	12	5

■ 3号認定

(人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	①量の見込み(計画値)	15	15	14	13	12
	②実績値	12	17	16	17	20
	②-①	-3	2	2	4	8
1歳児	①量の見込み(計画値)	22	26	26	24	22
	②実績値	31	17	32	23	35
	②-①	9	-9	6	-1	13
2歳児	①量の見込み(計画値)	40	33	29	34	33
	②実績値	36	35	28	38	32
	②-①	-4	2	-1	4	-1

2. 放課後児童健全育成事業の状況

放課後児童健全育成事業とは、就労等の理由で保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業です。

町全体で児童数が減少している中で、利用児童数の実績が増えていることから、引き続きニーズに応じた確保が求められる状況です。

(人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (計画値)	1年生	34	31	25	28	23
	2年生	36	34	29	26	26
	3年生	34	35	32	30	25
	4年生	23	23	25	24	21
	5年生	16	15	15	16	16
	6年生	14	13	12	12	13
	計	157	151	138	136	124
②実績値	1年生	35	42	33	45	31
	2年生	24	36	43	32	45
	3年生	26	23	32	43	30
	4年生	15	26	18	27	38
	5年生	16	12	14	14	16
	6年生	10	13	9	10	9
	計	126	152	149	171	169
②-①		-31	1	11	35	45

3. 小・中学校の状況

町立小・中学校の児童生徒数は減少傾向で推移しています。そのような中、兵庫県の公立小・中学校におけるいじめの認知件数及び不登校児童生徒数は年々増加している状況であり、本町においても同様の傾向がみられます。

(1) 町立小学校の状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学校数（校）		3	3	3	3	3
児童数（人）		579	569	542	537	500
内訳	1年生	95	84	66	85	67
	2年生	100	97	85	69	83
	3年生	89	100	99	86	69
	4年生	94	92	101	103	85
	5年生	97	98	92	101	99
	6年生	104	98	99	93	97

（各年度5月1日現在）

(2) 町立中学校の状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学校数（校）		1	1	1	1	1
生徒数（人）		337	335	324	305	293
内訳	1年生	116	102	97	102	96
	2年生	115	117	106	98	102
	3年生	106	116	121	105	95

（各年度5月1日現在）

(3) 兵庫県のいじめ・不登校の状況

		実績値			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
いじめ認知件数 〔件〕	公立小学校	15,049	20,854	22,924	26,770
	公立中学校	4,347	5,069	5,607	6,403
	合計	19,396	25,923	28,531	33,173
不登校児童生徒数 〔人〕	公立小学校	2,829	3,643	4,938	5,912
	公立中学校	6,424	7,679	9,239	9,937
	合計	9,253	11,322	14,177	15,849

資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

4. 乳幼児健康診査の状況

(人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
4 か月児 健康診査	対象者数	46	38	42	64
	受診者数	45	37	40	63
10 か月児 健康診査	対象者数	25	41	46	63
	受診者数	26	40	43	60
1 歳6 か月児 健康診査	対象者数	55	27	46	45
	受診者数	54	27	42	44
3 歳児 健康診査	対象者数	75	52	66	32
	受診者数	73	48	65	29

5. 姫路こども家庭センター児童虐待相談の状況

令和5年度の県下7こども家庭センター全体での虐待相談の件数は5,846件で、令和4年度(5,710件)に比べ136件(2.4%)増加しました。本町においても相談件数は増加傾向にあります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ネグレクト（件）	164	196	175	171
心理的虐待（件）	716	733	733	795
性的虐待（件）	8	14	14	5
身体的虐待（件）	213	239	238	255
合計	1101	1182	1160	1226

資料：兵庫県こども家庭センター 「ひょうごの児童相談 こども家庭センター業務概要(令和6年7月)」

6. 手当・助成の状況

(1) 手当の状況

(人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童手当	対象児童数	1,178	1,103	1,059	1,029
	受給者数	677	634	606	588
児童扶養手当	受給者数	85	83	82	83
特別児童扶養手当	対象児童数	26	24	21	22
	受給者数	26	24	21	22
障害児福祉手当	受給者数	3	3	4	5

(各年度3月31日時点)

(2) 助成の状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
子ども医療費 助成制度	受給者数(人)	557	547	533	521
	受診件数(件)	5,020	5,195	5,164	6,070
	総支給額(円)	5,253,043	5,394,983	5,797,322	6,157,742

(受給者数は各年度3月31日時点。延べ件数(支給数)は、各年度3月～2月分を集計)

第4章 調査結果と計画策定の方向性

1. 子育て支援に関するニーズ調査結果（概要）

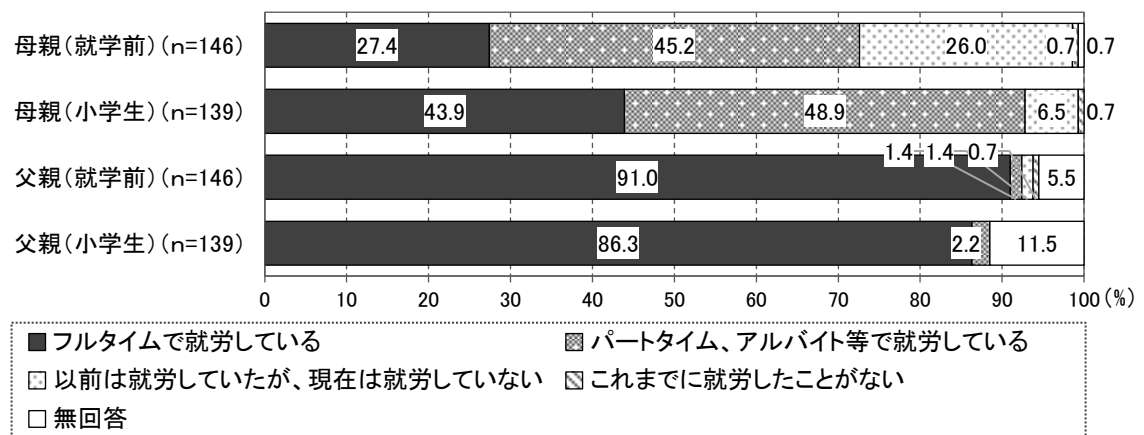
内容・目的	調査対象
子育て家庭の生活状況や施策に対する保護者の意見・要望を把握・分析するための基礎調査	就学前児童のいる世帯及び小学生児童のいる世帯

◆調査期間：令和6年3月20日～3月31日 ◆配布：郵送法 回収：郵送又はWEB

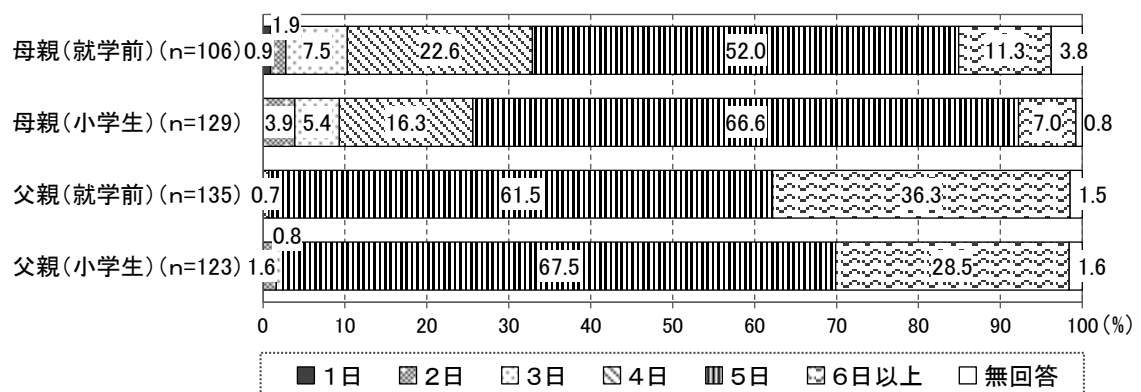
対象	配布数	回収数	回収率
就学前児童の世帯	270 票	146 票	54.1%
小学生児童の世帯	287 票	139 票	48.4%

（1）保護者の就労状況

「フルタイムで就労」と「パート・アルバイト等で就労」を合わせた“就労している”を見ると、就学前児童の母親は72.6%、小学生児童の母親は92.8%となっています。



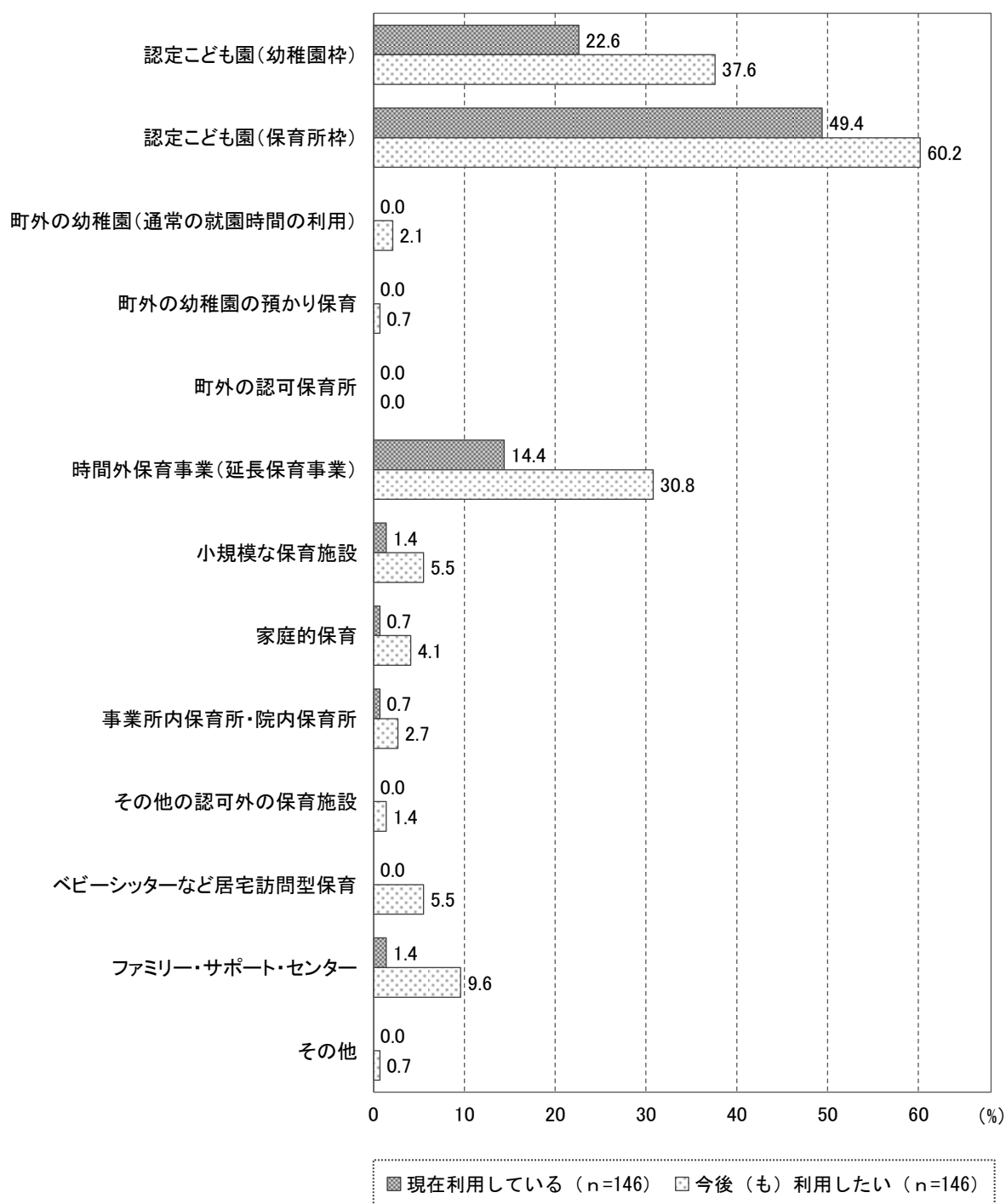
“就労している”保護者の就労日数を見ると、母親では6～7割が“5日以上”、父親ではほとんどが“5日以上”となっています。



(2) 「定期的な」教育・保育の利用

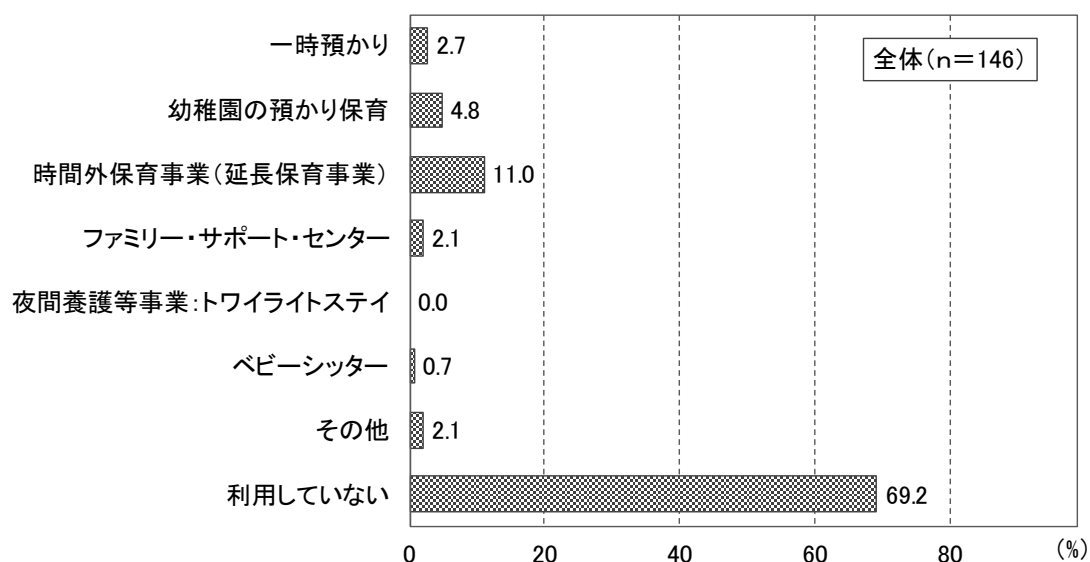
就学前児童の世帯に「定期的な」教育・保育の利用状況を質問したところ、現在の利用では「認定こども園（保育所枠）」が49.4%と最も高く、次いで、「認定こども園（幼稚園枠）」となっています。

一方、今後（も）利用したいでは、それぞれの項目で現在の利用と比べて全体的に割合が高くなっています。



(3) 「不定期」の教育・保育の利用意向

就学前児童の世帯に「不定期」の教育・保育の利用意向を質問したところ、「利用していない」が69.2%と割合が高くなっていますが、利用している事業で見ると、「時間外保育事業(延長保育事業)」が11.0%と最も高く、次いで、「幼稚園の預かり保育」(4.8%)、「一時預かり」(2.7%)の順となっています。



(4) 地域の子育て支援事業の利用状況

就学前児童の世帯に地域の子育て支援事業の利用状況を質問したところ、「「子育て学習センター」を利用していない(今後も利用する予定はない)」が47.9%と最も高く、次いで、「「子育て学習センター」を利用していない(今後は利用したい)」(28.8%)、「「子育て学習センター」を利用している」(21.2%)の順となっています。

			「子育て学習センター」 を利用している	「子育て学習センター」 を利用していない (今後も利用する予定 はない)	「子育て学習センター」 を利用していない (今後は利用したい)
		(n=)			
全体		146	31 21.2%	70 47.9%	42 28.8%
年齢	0歳児	33	11 33.3%	10 30.3%	12 36.4%
	1歳児	20	3 15.0%	11 55.0%	5 25.0%
	2歳児	16	6 37.5%	5 31.3%	5 31.3%
	3歳児	20	4 20.0%	11 55.0%	5 25.0%
	4歳児	26	5 19.2%	12 46.2%	8 30.8%
	5歳児	30	2 6.7%	20 66.7%	7 23.3%

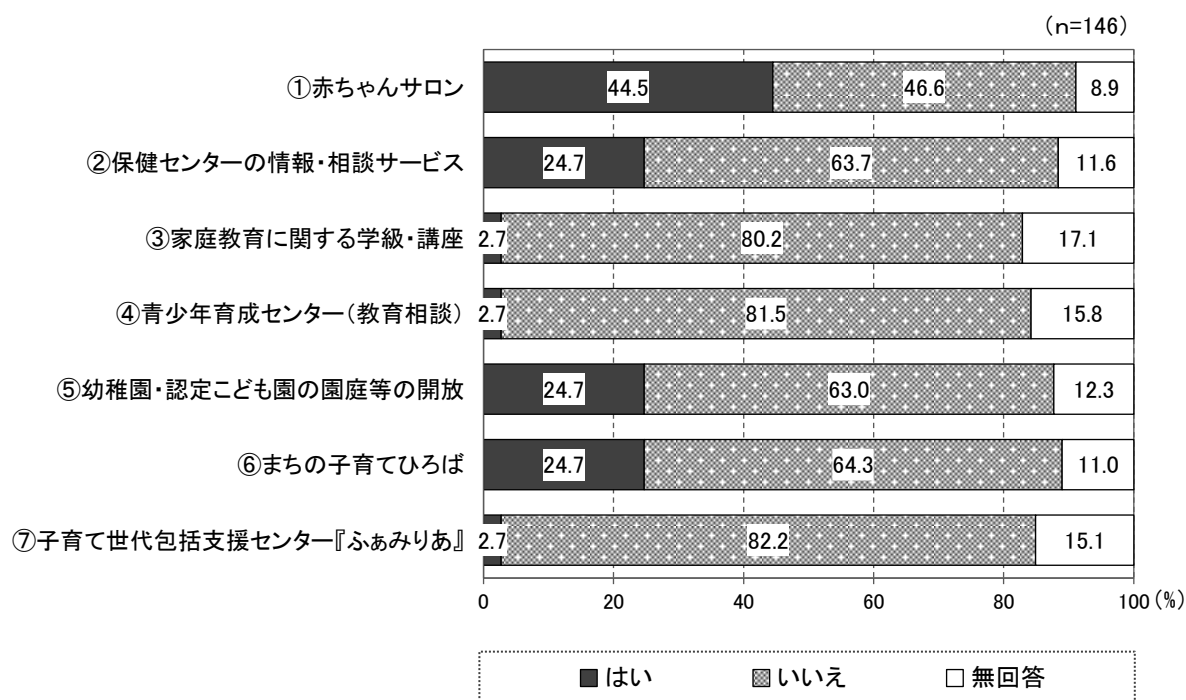
(5) 放課後の過ごし方

小学生児童の世帯に現在の放課後の過ごし方を質問したところ、小学1～2年生では「学童クラブ」が最も高くなっていますが、学年が上がるにつれて「学童クラブ」で過ごす割合は低くなり、「自宅」で過ごす割合が高くなっています。

		(n=)	自宅	祖父母宅や友人・知人宅	習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）	放課後子ども教室	学童クラブ	子育て学習センター	ファミリー・サポート・センター	その他（公民館、公園など）
全体		139	100 71.9%	16 11.5%	54 38.8%	6 4.3%	42 30.2%	0 0.0%	0 0.0%	10 7.2%
学年	小学1年生	14	6 42.9%	0 0.0%	5 35.7%	4 28.6%	8 57.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	小学2年生	21	10 47.6%	2 9.5%	8 38.1%	1 4.8%	12 57.1%	0 0.0%	0 0.0%	2 9.5%
	小学3年生	21	11 52.4%	5 23.8%	10 47.6%	1 4.8%	9 42.9%	0 0.0%	0 0.0%	2 9.5%
	小学4年生	17	15 88.2%	0 0.0%	9 52.9%	0 0.0%	3 17.6%	0 0.0%	0 0.0%	1 5.9%
	小学5年生	32	29 90.6%	6 18.8%	11 34.4%	0 0.0%	5 15.6%	0 0.0%	0 0.0%	4 12.5%
	小学6年生	33	29 87.9%	3 9.1%	11 33.3%	0 0.0%	4 12.1%	0 0.0%	0 0.0%	1 3.0%

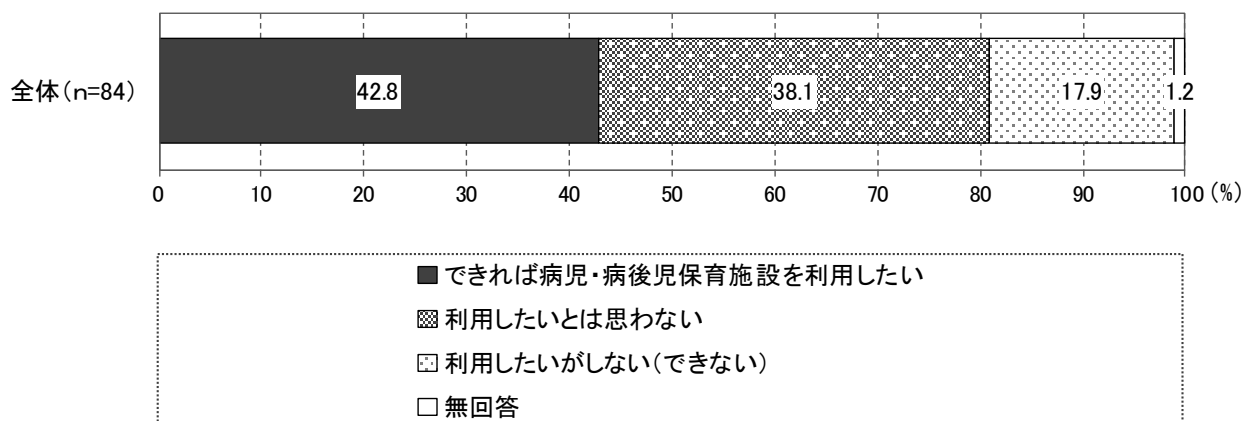
(6) 町の事業の利用状況

就学前児童の世帯に町の事業の利用状況を質問したところ、利用したことがあるものでは、「①赤ちゃんサロン」が44.5%と最も高く、次いで、「②保健センターの情報・相談サービス」・「⑤幼稚園・認定こども園の園庭等の開放」・「⑥まちの子育てひろば」(24.7%で同率)の順となっています。



(7) 病気やけがの際の対応

就学前児童の世帯のうち、こどもが病気やけがの際に父親または母親が休んだ方に対し、病児・病後児保育施設を利用したいか質問したところ、「できれば病児・病後児保育施設を利用したい」が42.8%と最も高く、次いで、「利用したいとは思わない」(38.1%)、「利用したいがしない(できない)」(17.9%)の順となっています。

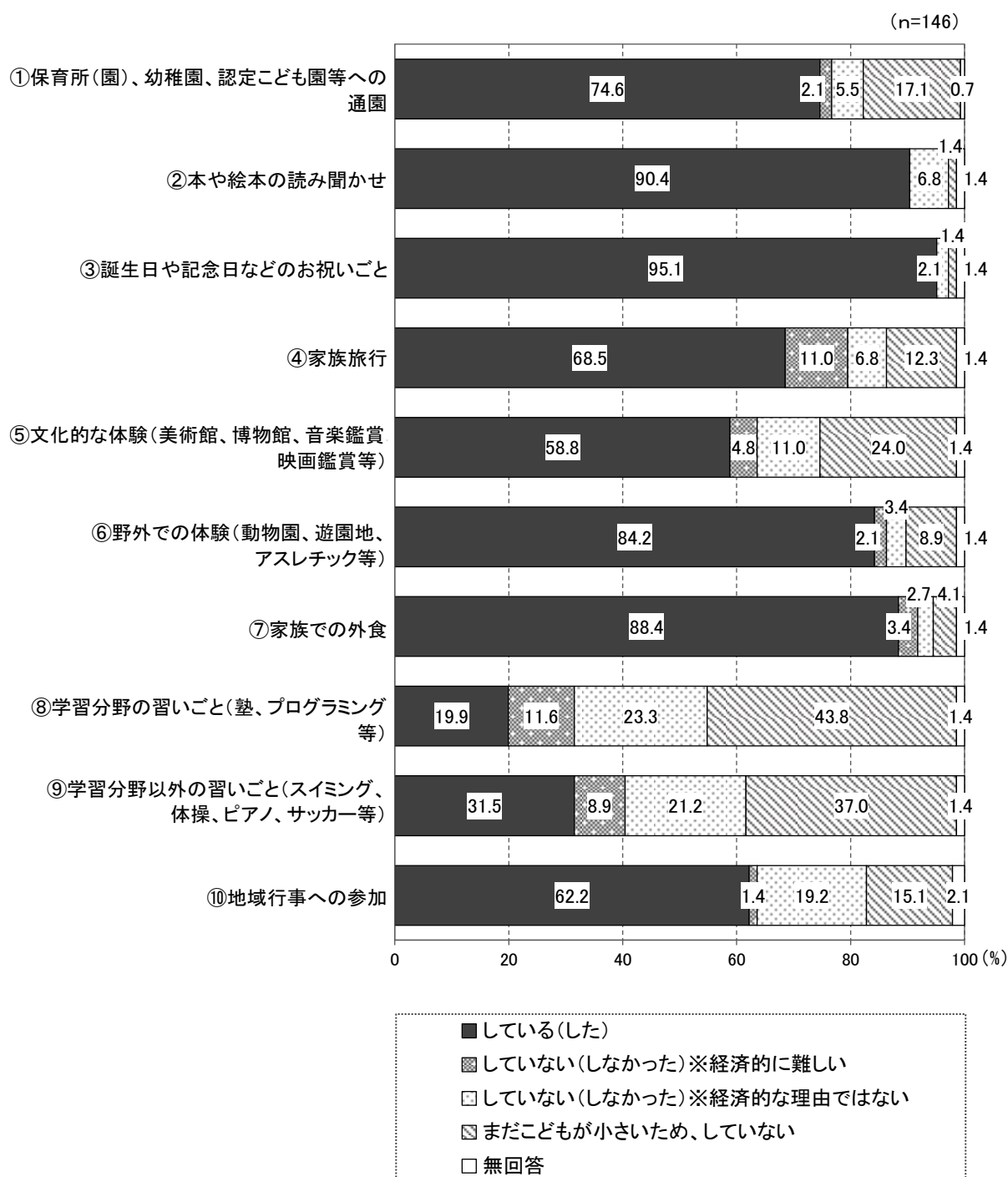


(8) こどものために家庭でしている(した)こと

就学前児童の世帯にこどものためにしている(した)ことを質問したところ、「③誕生日や記念日などのお祝いごと」が95.1%と最も高く、次いで、「②本や絵本の読み聞かせ」(90.4%)、「⑦家族での外食」(88.4%)の順となっています。

一方、「していない(しなかった)※経済的に難しい」では、「⑧学習分野の習いごと(塾、プログラミング等)」が11.6%と最も高く、次いで、「④家族旅行」(11.0%)、「⑨学習分野以外の習いごと(スイミング、体操、ピアノ、サッカー等)」(8.9%)の順となっています。

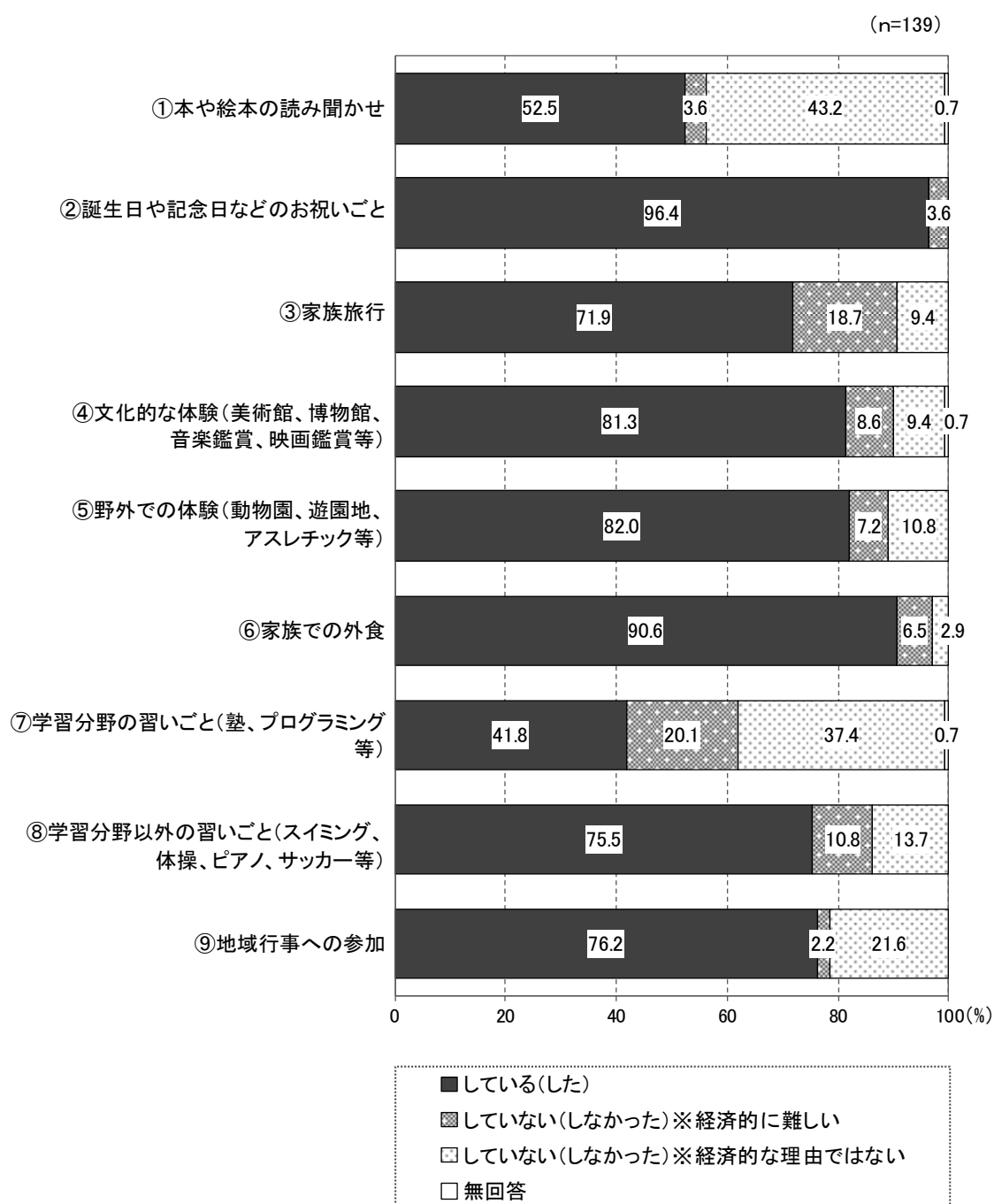
◆こどものために家庭でしている(した)こと(就学前児童の世帯)◆



小学生児童の世帯にこどものためにしている（した）ことを質問したところ、「②誕生日や記念日などのお祝いごと」が96.4%と最も高く、次いで、「⑥家族での外食」（90.6%）、「⑤野外での体験（動物園、遊園地、アスレチック等）」（82.0%）の順となっています。

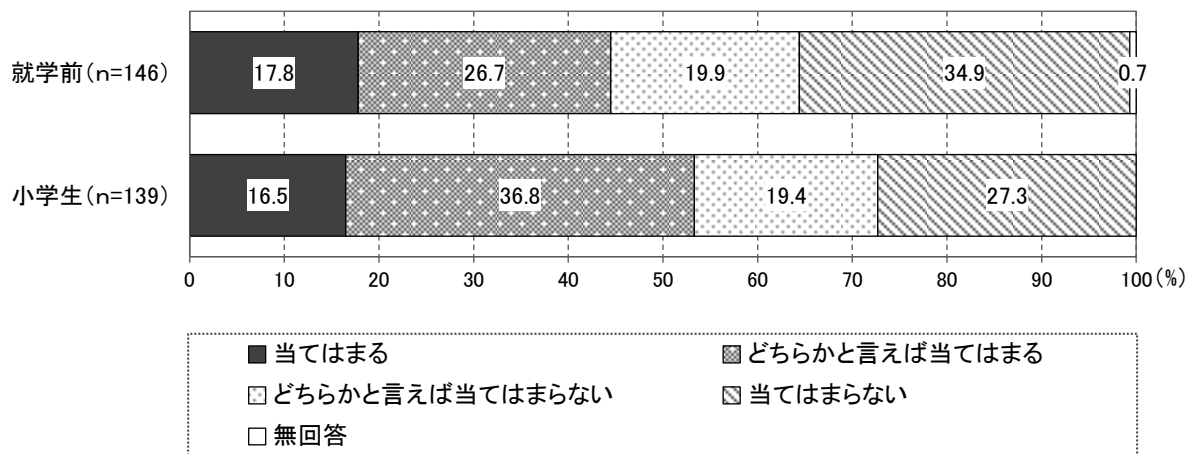
一方、「していない（しなかった）※経済的に難しい」では、「⑦学習分野の習いごと（塾、プログラミング等）」が20.1%と最も高く、次いで、「③家族旅行」（18.7%）、「⑧学習分野以外の習いごと（スイミング、体操、ピアノ、サッカー等）」（10.8%）の順となっています。

◆こどものために家庭でしている（した）こと（小学生児童の世帯）◆



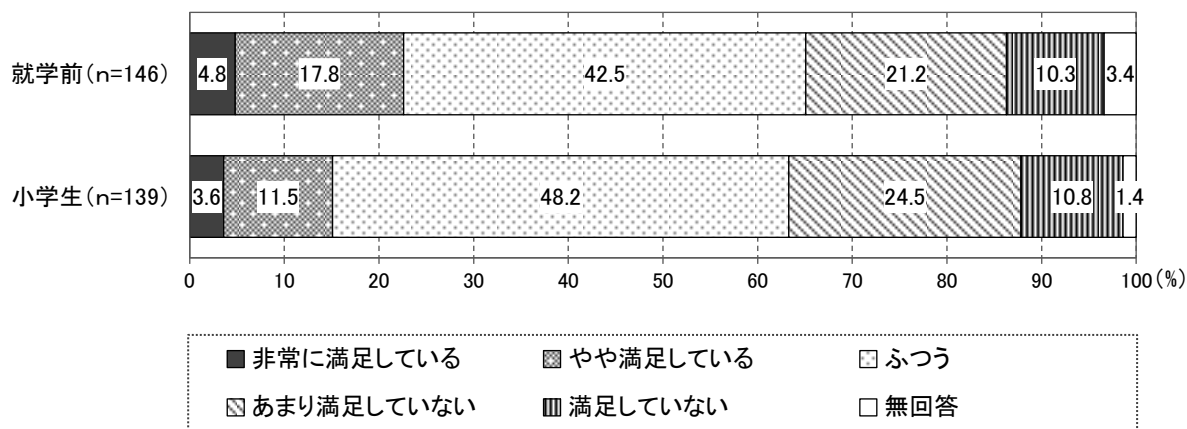
(9) 子育ての経済的な負担について

子育てを経済的に負担に思うことがあるかと質問したところ、「当てはまる」と「どちらかと言えば当てはまる」の合計割合について、就学前児童の世帯では 44.5%、小学生児童の世帯では 53.3%となっています。



(10) 上郡町の子育て支援や子育て環境について

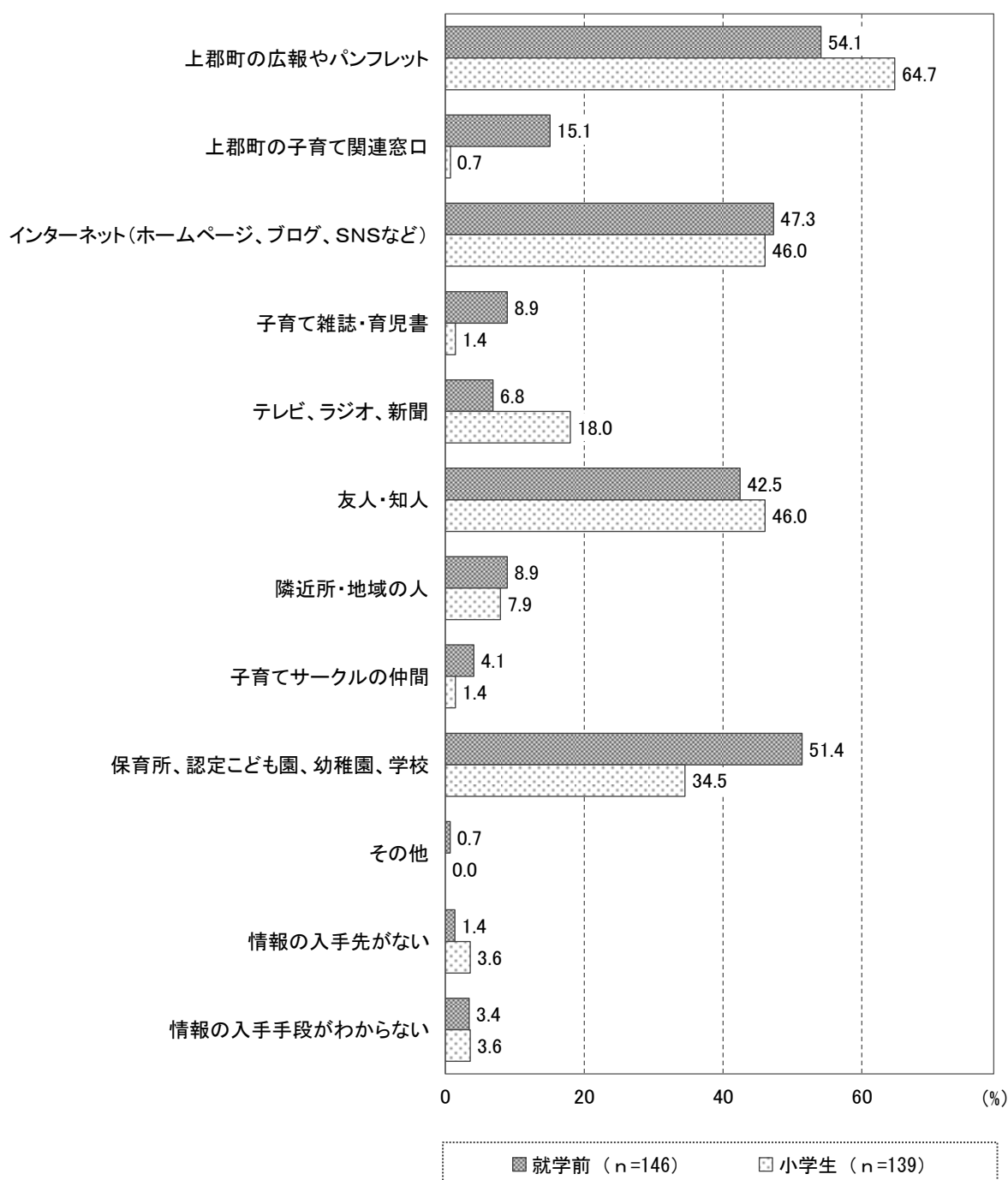
町の子育て支援や子育て環境の満足度を質問したところ、「非常に満足している」・「やや満足している」・「ふつう」の合計割合について、就学前児童の世帯では 65.1%、小学生児童の世帯では 63.3%となっています。



(11) 子育てに関する情報の入手先について

子育てに関する情報の入手先について、就学前児童の世帯では、「上郡町の広報やパンフレット」が54.1%と最も高く、次いで、「保育所、認定こども園、幼稚園、学校」(51.4%)、「インターネット（ホームページ、ブログ、SNS^(※)など）」(47.3%)の順となっています。

また、小学生児童の世帯では、「上郡町の広報やパンフレット」が64.7%と最も高く、次いで、「インターネット（ホームページ、ブログ、SNSなど）」・「友人・知人」(46.0%で同率)、「保育所、認定こども園、幼稚園、学校」(34.5%)の順となっています。



2. こども・若者調査結果（概要）

内容・目的	調査対象
こども・若者の生活実態や動向、ニーズや施策に対する意見・要望等を把握・分析するための基礎調査	小5・中2及び上郡町在住の16歳～39歳の方

◆調査期間 小5・中2：令和6年3月11日～3月22日

16～39歳：令和6年5月17日～6月3日

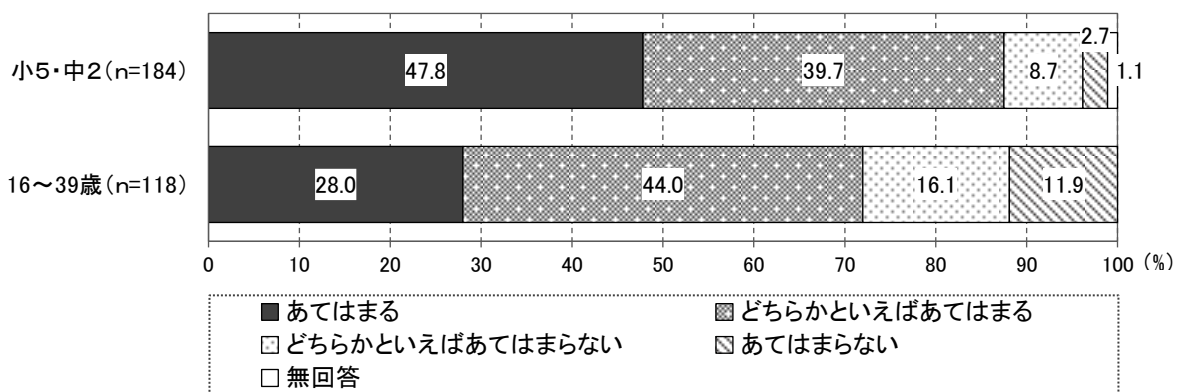
◆配布：郵送法 回収：WEB

対象	配布数	回収数	回収率
小5・中2	195 票	184 票	94.4%
16～39歳	800 票	118 票	14.8%

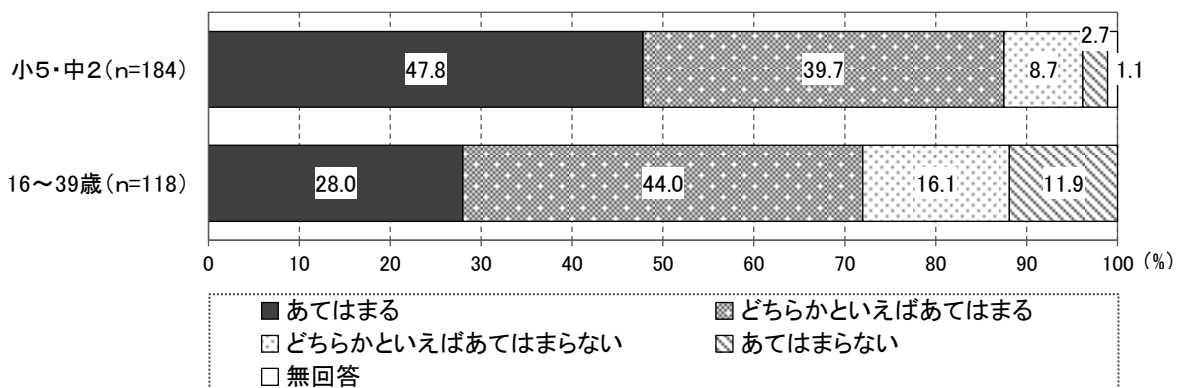
（1）自分自身に関する意識について

「あてはまる」と「どちらかといえばあてはまる」を合わせた“あてはまる”を見ると、小5・中2と比べて、16～39歳では“あてはまる”（肯定的な意識）の割合が低くなっています。

◆努力すれば希望する職業につくことができる◆



◆自分自身に満足している◆



(2) 自分自身の幸福度について

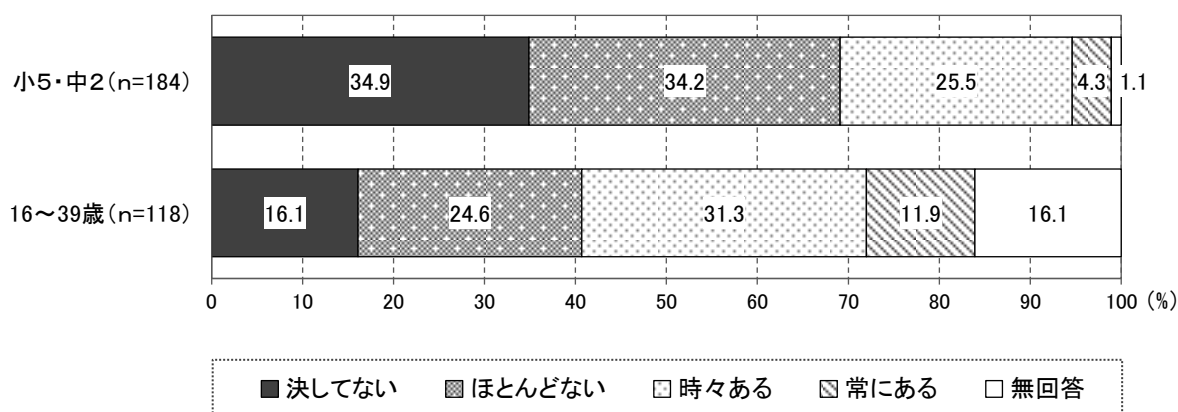
回答者自身の幸福度を0～10点の幅で伺ったところ、小5・中2では「10点」の割合が最も高く、16～39歳では「8点」の割合が最も高くなっています。なお、平均は小5・中2が7.67点、16～39歳は6.89点となっています。

	(n=)	0点	1点	2点	3点	4点	5点	6点	7点	8点	9点	10点	平均
小5・中2	184	2 1.1%	1 0.5%	1 0.5%	4 2.2%	6 3.3%	15 8.2%	16 8.7%	24 13.0%	41 22.3%	30 16.3%	42 22.8%	7.67
16～39歳	118	1 0.8%	0 0.0%	1 0.8%	5 4.2%	5 4.2%	18 15.3%	12 10.2%	27 22.9%	30 25.5%	5 4.2%	14 11.9%	6.89

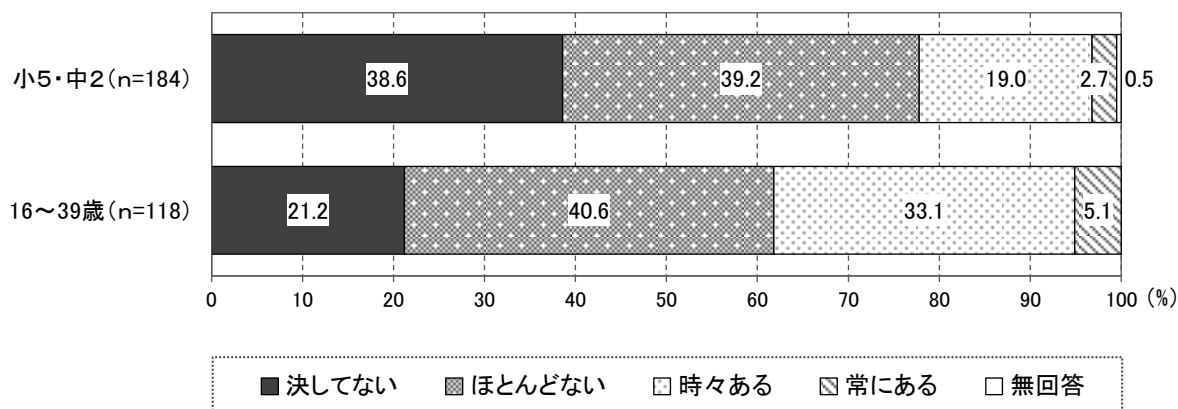
(3) 孤独・孤立に関する意識について

「時々ある」と「常にある」を合わせた“ある”を見ると、小5・中2と比べて、16～39歳では“ある”（孤独・孤立に関する意識）の割合が高くなっています。

◆自分には人とのつきあいがないと感じることもある◆



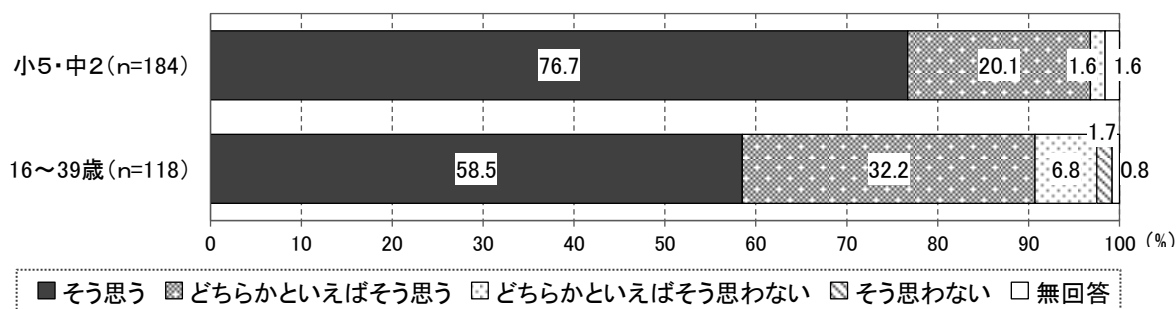
◆自分は他の人たちから孤立していると感じることがある◆



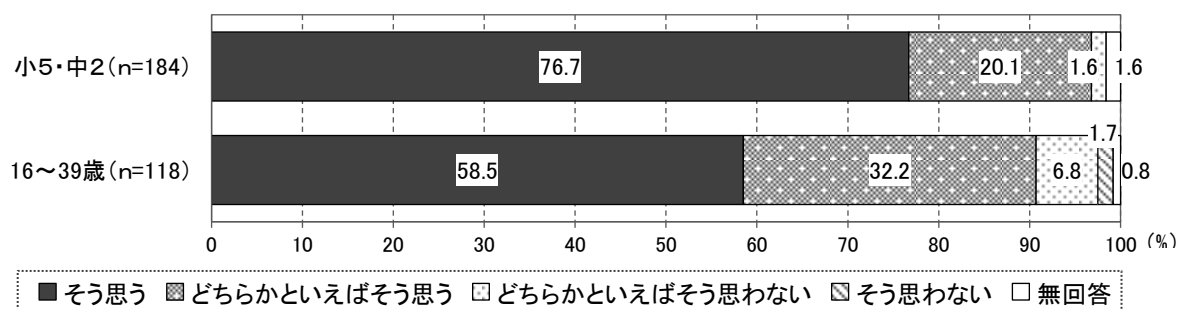
(4) 家族や親せきとのかかわりについて

「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた“そう思う”を見ると、小5・中2と比べて、16～39歳では“そう思う”（かかわりの意識）の割合が低くなっています。

◆家族や親せきは困ったときは助けてくれる◆



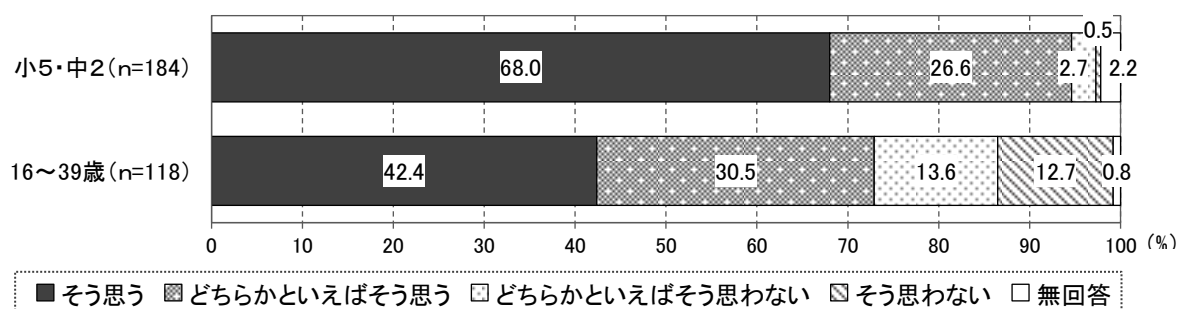
◆家族や親せきといつもつながりを感じている◆



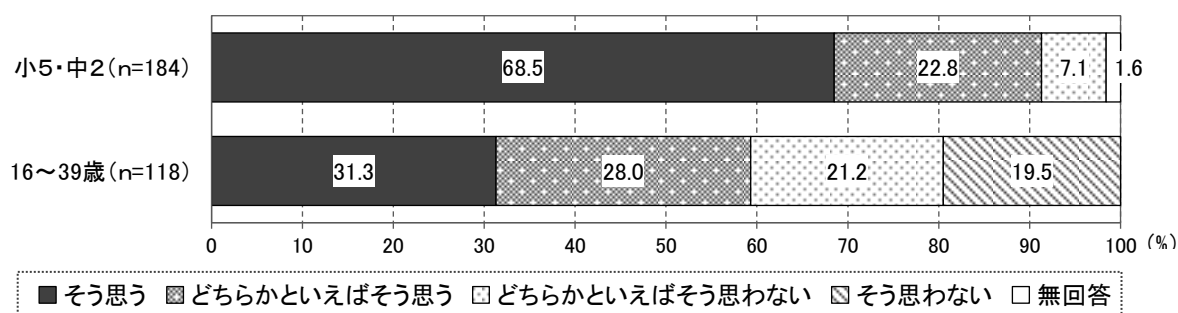
(5) 学校の友人（かつての同窓生含む）とのかかわりについて

「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた“そう思う”を見ると、小5・中2と比べて、16～39歳では“そう思う”（かかわりの意識）の割合が低くなっています。

◆学校の友人（かつての同窓生含む）は困ったときは助けてくれる◆



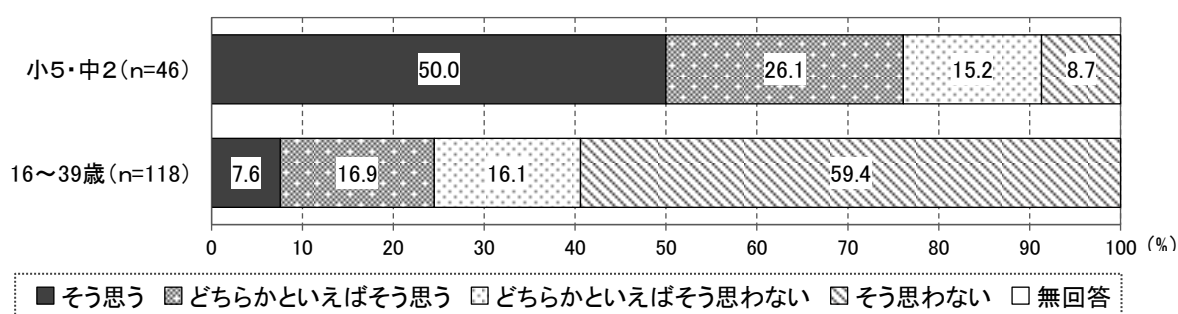
◆学校の友人（かつての同窓生含む）といつもつながりを感じている◆



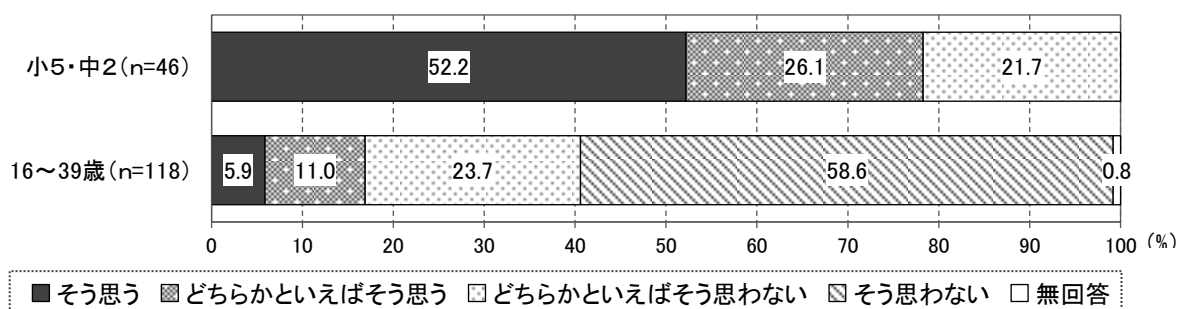
(6) インターネット上における人やグループとのかかわりについて

「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた“そう思う”を見ると、小5・中2と比べて、16～39歳では“そう思う”（かかわりの意識）の割合が低くなっています。

◆インターネット上における人やグループは困ったときは助けてくれる◆



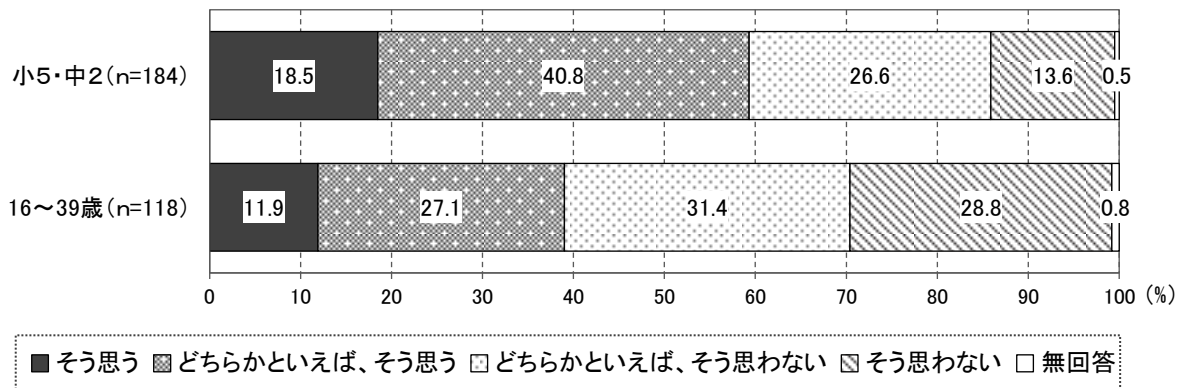
◆インターネット上における人やグループといつもつながりを感じている◆



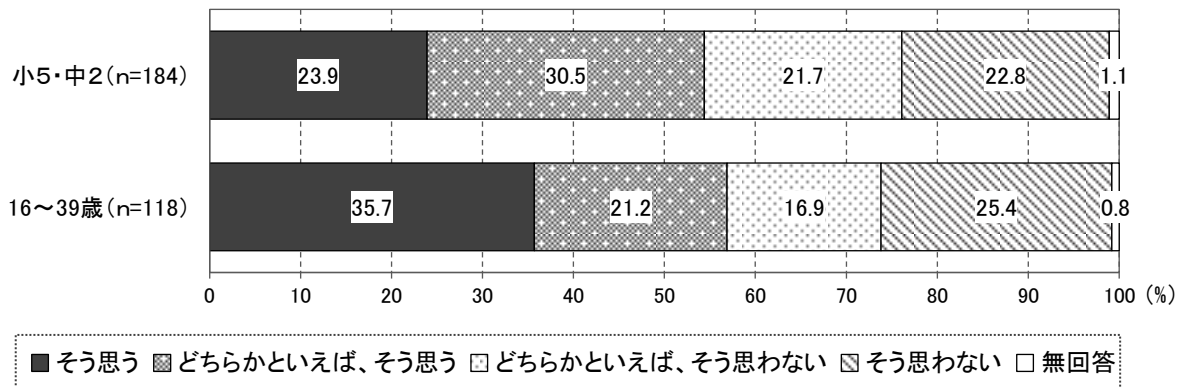
(7) 将来の自分について

「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた“そう思う”を見ると、小5・中2と比べて、16～39歳では“そう思う”（肯定的な意識）の割合が「子供を育てている」では高くなっていますが、そのほかは低くなっています。

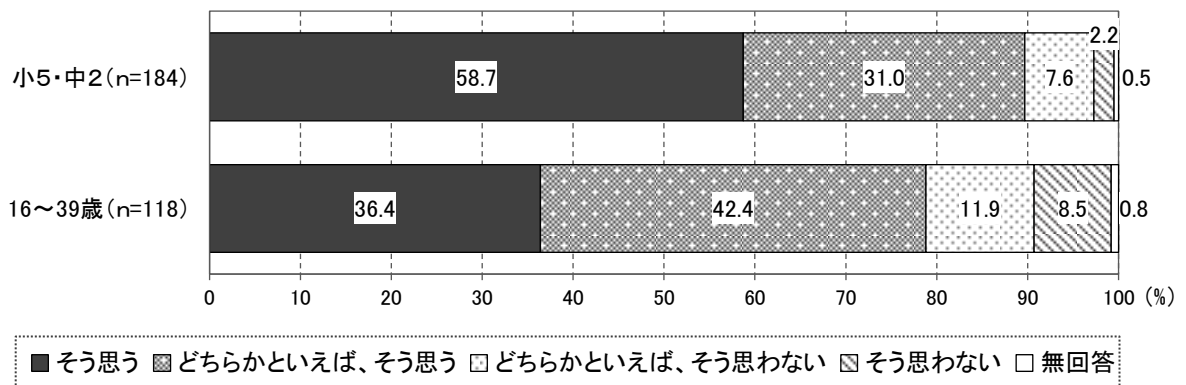
◆将来の自分は多くの人の役に立っている◆



◆将来の自分は子どもを育てている◆



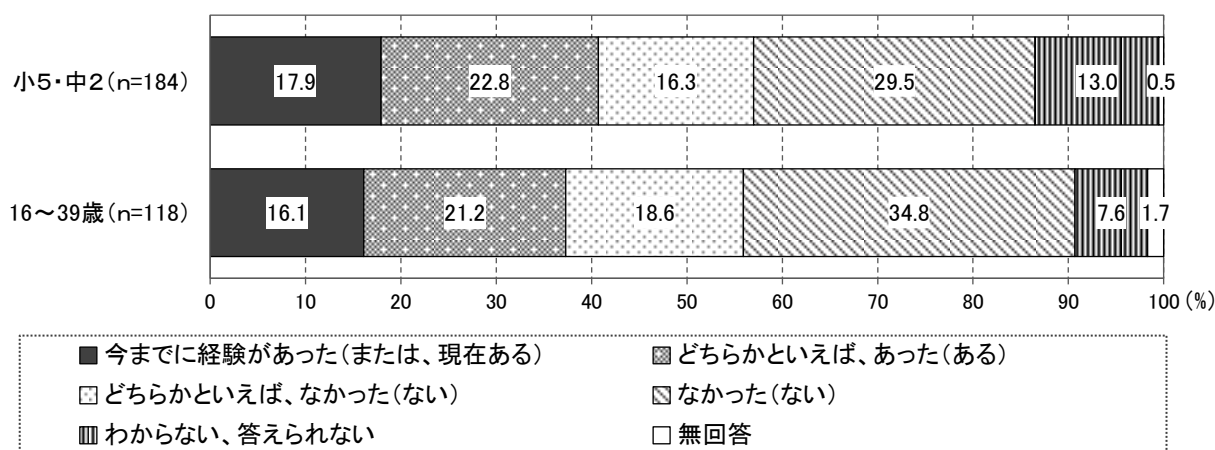
◆将来の自分は幸せになっている◆



(8) 社会生活や日常生活を円滑に送れなかった（送れない） ことについて

「今までに経験があった（または、現在ある）」と「どちらかといえば、あった（ある）」を合わせた“あった（ある）”を見ると、小5・中2と16～39歳のいずれも4割程度の人が“あった（ある）”と回答しています。

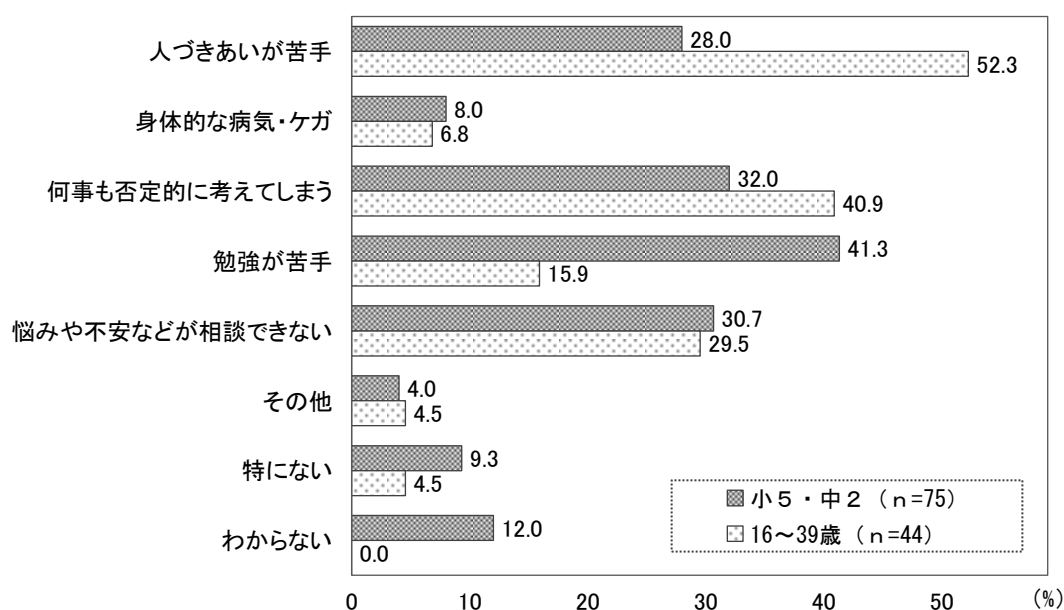
◆社会生活や日常生活を円滑に送れなかった（送れない）ことがあるか◆



(8) 社会生活や日常生活を円滑に送れなかった（送れない）主な原因【自分自身】

小5・中2では、「勉強が苦手」が41.3%と最も高く、次いで、「何事も否定的に考えてしまう」（32.0%）、「悩みや不安などが相談できない」（30.7%）の順となっています。また、16～39歳では、「人づきあいが苦手」が52.3%と最も高く、次いで、「何事も否定的に考えてしまう」（40.9%）、「悩みや不安などが相談できない」（29.5%）の順となっています。

◆社会生活や日常生活を円滑に送れなかった（送れない）主な原因【自分自身】◆



3. 計画策定に向けた方向性

町の状況や調査結果、こども大綱の趣旨等を踏まえ、本計画策定に向けた方向性について以下のとおり整理します。

(1) 保育ニーズへの対応

町の女性の就労状況やニーズ調査結果から、多くの家庭で共働きの状況が伺えます。このため、定期的な利用・不定期の利用を問わず、就学前児童のこどもの受け皿について利用者のニーズに応じた形で提供できるよう努めます。また、小学生児童については放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の実施により対応を進めます。

(2) 地域における子ども・子育て支援の体制づくり

子育て学習センターでの地域子育て支援拠点事業や、赤ちゃんサロン、各種相談支援等により、妊産婦や子育て家庭の交流の場を設け、核家族化に伴う育児の孤独・孤立を防ぎ、地域社会全体で子育てを応援する体制を整えます。

(3) こども・若者の権利の尊重

本計画の趣旨は、こども・若者の最善の利益を第一に考え、こども・若者を権利の主体として認識し、こども・若者の権利を保障して「こどもまんなか社会」を実現していくことにあります。このため、こども・若者の多様な人格・個性を尊重して権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図るため、全ての施策において、こども・若者の視点や権利を踏まえた施策を推進します。

(4) こども・若者の居場所づくり

こども・若者が安全に安心して過ごせる場所を提供することは、こども・若者の健全な育成に寄与するだけでなく、子育て当事者や地域住民にも親睦・交流の居場所となり得ることから、地域における居場所づくりを進めます。

(5) こども・若者及び子育て当事者の意見の尊重

こども大綱の趣旨を実現していくためには、こども・若者及び子育て当事者が自らの意見を表明することにより、その意見がこども施策に生かされ、社会を変えていくことにつながることを求められます。このため、こども・若者が年齢に応じた意見の形成や意見を表明しやすい環境づくりを進めるとともに、こども・若者及び子育て当事者が意見を表明できる場や機会をつくることに取り組みます。

（６）様々な状況にあるこども・若者や家庭等への支援

いじめ、ひきこもり、虐待、経済的困窮等、こども・若者及びその家庭が抱える生きづらさや困難な状況は様々です。生きづらいつと感じていたり困難な状況にあるこども・若者及びその家庭を取り残さないよう、行政、関係機関、地域等が連携して、生きづらさや困難な状況が解消されるように支援していきます。

（７）母子保健の推進

妊娠・出産に関する正しい知識の普及や保健・医療をはじめ、妊娠・出産期・乳幼児期・学童期・思春期へとニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を行います。

（８）障がいのあるこどもに対する支援

地域における障がいへの理解促進やインクルーシブ教育の推進等、障がいのあるこどもがライフステージごとに様々な支援を受けられるよう、関係機関との連携や相談体制の強化を図ります。また、発達障がいの見られるこどもには早期療育が効果的であるため、乳幼児健診等により早期発見・早期療育につながるよう取り組みます。

（９）生涯にわたる学びの保障

就学前教育や学校教育をはじめ、社会人になってからの学び直しや生涯学習の機会提供により、人生を豊かに過ごせるよう支援します。

第5章 基本理念と施策体系

1. 基本理念

◆本計画の基本理念◆

こども・若者が幸せを実感しながら
健やかに育つまち

町のこれまでの子ども・子育て支援事業計画では、「あたたかい家庭と地域のふれあいの中で子どもが健やかに育つまち」を基本理念に掲げ、町全体でこどもを育み、子育て当事者にやさしいまちづくりに取り組んできました。

近年の町の状況として、高齢化や少子化の進行に加え、共働き世帯や核家族化に伴い、家庭や地域における子育て環境は厳しさを増していることが考えられることから、子育て家庭の不安や負担を軽減する支援が必要です。また、女性の就労率もかなり高いことから、少子化の状況にあっても子育て支援施策や、仕事と子育てを両立できる環境の整備を一層推進していく必要があります。

このような従来のこども施策に加えて、若者を含む施策に取り組むことで、こども・若者の最善の利益が優先される社会の実現と、誰もが安心してこどもを生み育てられ、こども・若者自身がたくましく健やかに育つことができる環境づくりを目指します。

◆本計画の基本目標◆

- 1 こども・若者の最善の利益を守る環境づくりの推進
- 2 こども・若者の成長を支える環境の整備
- 3 こども・若者を支える子育て当事者への支援

2. 施策体系

◆計画の基本理念◆

こども・若者が幸せを実感しながら
健やかに育つまち

基本目標	施策
1 こども・若者の最善の利益を守る環境づくりの推進	1-1 こども・若者の権利に関する理解の促進
	1-2 こども・若者の意見表明の保障
	1-3 こども・若者の権利擁護
2 こども・若者の成長を支える環境の整備	2-1 就学前教育・保育の推進
	2-2 学校教育の推進
	2-3 障がいのあるこどもへの支援
	2-4 生きづらさを抱えるこども・若者への支援
	2-5 結婚と子育ての希望をかなえる支援
	2-6 就労支援と生涯にわたる学びの提供
	2-7 こども・若者の安全・安心の確保
	2-8 こども・若者の居場所づくり
3 こども・若者を支える子育て当事者への支援	3-1 様々な経済的支援
	3-2 母子保健の推進
	3-3 地域子育て支援の環境整備
	3-4 ワーク・ライフ・バランスの推進
	3-5 配慮が必要な子育て家庭への支援

第6章 施策の展開

基本目標1 こども・若者の最善の利益を守る環境づくりの推進

1-1 こども・若者の権利に関する理解の促進

【取組の方向】

こども・若者を権利の主体として認識し、多様な人格・個性を尊重し、権利を保障していくためには、こども・若者の権利に関する理解を促進していくことが必要です。このため、こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容を、こども・若者をはじめ、子育て当事者、教育・保育関係者等に対して広く周知し、町全体で共有を図れるように努めます。

【主な取組】

施策・事業	取組内容	施策・事業の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
こども・若者の権利に関する周知・啓発	こども・若者が権利の主体であることが認識されるとともに、多様な人格・個性が尊重され、こども・若者の最善の利益が図られるよう、こども・若者自身への啓発を含め、町民に対して周知・啓発に取り組みます。	○	○	○	○	○	○
児童生徒に対する人権啓発・学習の推進	児童生徒に対して計画的・継続的に人権教育を推進し、身のまわりの人権課題について理解を深め、豊かな人権意識と実践的態度を養います。	○	○	○			
保護者に対する人権啓発・学習の推進	教育の出発点である家庭教育への支援の一環として、男女共同参画や児童の権利擁護等の人権課題のほか、多様な価値観を受け入れることの大切さを学習するための機会を提供します。						○
性の多様性についての理解促進	こども・若者が、性別にかかわらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、性の多様性について正しい理解を深める教育や情報発信に取り組みます。	○	○	○	○	○	○

1-2 こども・若者の意見表明の保障

【取組の方向】

自治体こども計画を策定・実施・評価するにあたり、こども・若者や子育て当事者等の意見を聴取し、施策へ反映させるために必要な措置を講ずるものとされています。また、こども・若者の年齢や発達の段階に応じた意見を述べる場や機会を作るとともに、こども・若者が意見を形成する支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することも求められています。

このため、こども・若者や子育て当事者等の意見を伺うとともに、意見に対する施策の実施の実現可能性等を考慮しつつ、こども施策に対する反映に努めます。

【主な取組】

施策・事業	取組内容	施策・事業の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
こどもの意見表明権の保障と意見の反映	こどもの意見表明権とは、こどもの権利条約第12条において規定されている権利であり、「こどもが自分自身に関係のあることについて自由に意見を表す権利のこと」であるため、こどもの年齢や発達状態に応じて、こどもの意見交換ができるよう、地域社会全体でこどもの権利をめぐる意識の向上、こどもの意見表明・参加の促進に努めます。	○	○	○	○	○	○
こども・若者の意見表明の場づくり	本計画の策定・実施・評価について、各種調査やパブリックコメント等の手法による意見表明の場づくりを行います。また、教育・保育の場や各家庭をはじめ、相談支援等のあらゆる場面や機会において、こども・若者が意見表明できることを、こども・若者自身への啓発を含め、町民に対する周知・啓発に取り組みます。	○	○	○	○	○	○

1-3 こども・若者の権利擁護

【取組の方向】

いじめや虐待は、こども・若者の心身に生涯にわたって深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、国全体でいじめや虐待への対応を強力に進めていく必要があります。このため、町においても学校等におけるいじめの早期把握・早期対応に努めるほか、関係機関と連携して家庭における虐待事案等の把握と早期対応に努め、こども・若者の権利侵害の防止に努めます。

【主な取組】

施策・事業	取組内容	施策・事業の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
思春期相談の体制づくり	思春期特有の心の問題をはじめ、多様化・複雑化する児童生徒が抱える課題について、小・中学校に配置しているスクールカウンセラー ^(※) 、スクール・ソーシャル・ワーカー ^(※) 、関係機関が連携し、児童生徒が相談しやすい体制づくりに取り組み、いじめや問題行動、不登校の未然防止と解決に努めます。		○	○			
児童虐待の早期発見・早期対応及び予防啓発	児童虐待に関する相談窓口の周知、及び児童に関わる機関や職員への啓発活動において、連携を図りながら発生予防・早期発見・早期対応に積極的に取り組みます。	○	○	○			○
上郡町要保護児童対策地域協議会による児童虐待防止ネットワークの推進	虐待の防止・早期発見・援助活動等、総合的な取組を推進するため、「上郡町要保護児童対策地域協議会」を拠点に保健・医療・福祉・教育等関係機関・団体等の連携を強化し、児童虐待の早期発見・早期対応のためのネットワーク活動の推進を図ります。	○	○	○			○

基本目標2 こども・若者の成長を支える環境の整備

2-1 就学前教育・保育の推進

【取組の方向】

核家族化の進行や女性の就業率の高まり等を受けて、少子化の流れにあっても保育ニーズの高まりが見られます。このため、こどもと子育て当事者が安全・安心に就学前教育・保育を利用できる環境整備に努めます。

【主な取組】

施策・事業	取組内容	施策・事業の対象					
		乳 幼 児 期	学 童 期	思 春 期	青 年 期	ポ ス ト 青 年 期	子 育 て 当 事 者
特色ある園づくり	認定こども園において教育・保育内容について創意工夫し、地域との交流を進める等、特色ある園づくりを推進します。	○					
幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の推進	認定こども園と小学校の連携・交流を図り、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を推進します。	○	○				
教育・保育に携わる人材の確保と専門的知識・資質の向上	町内こども園の情報交換を行い保育人材確保に取り組むとともに、各種研修への参加や公開保育の実施等により、保育従事者の専門性及び保育の質の向上に努めます。	○					
認定こども園の預かり保育（幼稚園型）の実施	共働き家庭の教育・保育ニーズに応えるため、認定こども園において教育標準時間を超えた預かり保育を引き続き実施します。	○					○
延長保育の実施	保護者の幅広いニーズに応え、認定こども園において保育短時間・保育標準時間を超えた保育を実施します。	○					○
病後児保育の実施	こどもが病気の回復期にあり、自宅での保育が困難な場合の受け皿となる病後児保育事業について、保護者のニーズに適切に対応できるよう円滑な実施を図ります。	○	○				○

2-2 学校教育の推進

【取組の方向】

こどもが安心して過ごし学べる質の高い学校教育は、こども・若者の成長過程や人生において非常に重要な役割を担っています。このため、学校教育が果たしてきた「学習機会と学力の保障」、「社会の形成者としての全人的な発達・成長の保障」、「安全・安心な居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健康の保障」の3つを学校教育の本質的な役割としつつ、デジタル技術を生かした学習等、時代の流れにも対応できるように取り組みます。

また、コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動を一体的に取り組み、学校における働き方改革の学校体制整備等についても進めていきます。

【主な取組】

施策・事業	取組内容	施策・事業の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
地域と共にある学校づくり	学校と地域が連携し、登下校の見守り、学習支援、ゲストティーチャー等、学校支援ボランティアとの連携を図り、地域の教育力を学校教育に積極的に取り入れます。あわせて、コミュニティ・スクールを進めながら、学校と地域が同じ立場でこどもたちを育てる「地域と共にある学校」づくりを進めます。		○	○			○
個性や創造性を伸ばす学校教育	児童生徒に「生きる力」を育むことを目指し、育成すべき資質・能力を育む教育に努めます。 また、特色ある教育活動の中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、思考力、判断力、表現力を育むとともに主体的・対話的に学習に取り組む態度を養います。 さらに、学力検査等の結果を分析し、言語活動や理数教育・英語教育の指導の改善、工夫に努めます。		○	○			

施策・事業	取組内容	施策・事業の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
児童会や生徒会活動の活発化	児童会、生徒会による学校行事の企画・運営を通じ、より良い学校生活を過ごし、人間関係を築こうとする自主的・実践的な態度の育成に努めます。また、児童会、生徒会を中心に、校則の見直し内容について主体的に話し合う機会を設けます。		○	○			
道德教育の推進	道德教育を行いながら、道德的判断力や規範意識、互いを思いやり自他の人権を尊重する意欲・態度が育つよう家庭や地域と連携した道德教育の推進を図ります。		○	○			○
育児体験学習の実施	中学生を対象とした「赤ちゃんふれあい教室」の実施を通じ、優しさを持って人に接することや命の大切さへの認識を深めるとともに、自尊感情を高め、自己を大切にすることを育みます。			○			
社会体験学習の実施	環境体験事業や、ALT・指導ボランティア等による国際理解教育、高齢者や障がいのある人との交流等、児童生徒の主体的な学習意欲や社会性、協調性等を育む体験学習を実施します。また、自然や人、文化等に触れ合うことから学ぶ「ふるさと未来創造学習」を推進し、ふるさと意識の醸成を図ります。		○	○			
就労体験学習の実施	キャリア教育 ^(※) を推進するとともに、「トライやる・ウィーク推進事業」等での職場体験を通じて、知識や技術・技能に触れることによる実体験の機会を提供します。また、働く人々と接することで勤労観、職業観を育みます。			○			

施策・事業	取組内容	施策・事業の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
世代間交流の推進	核家族化が進む中、日頃ふれあうことの少ない高齢者に、学校・認定こども園の行事等への参加を呼びかけ、スポーツや季節行事等をともに楽しむなど、世代間交流を推進します。	○	○				
個別最適な学びの推進	国が推進するGIGAスクール構想に基づき、1人1台端末やデジタル教科書の活用等を進め、これまでの教育実践と最先端のICT ^(※) のベストミックスを図ることにより、教師・児童生徒の力を最大限に引き出す教育の推進に取り組みます。		○	○			
学校における働き方改革の推進	ICT機器の活用等により校務の効率化を図り、こどもと向き合う時間の確保に努めます。		○	○			

2-3 障がいのあるこどもへの支援

【取組の方向】

障がいのあるこどもや、発達に特性のあるこどもに対して、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するとともに、個々のこども・若者の状況やライフステージに応じた発育・発達支援に取り組みます。

また、医療的ケア児や聴覚障がい児等、専門的支援が必要なこどもとその家族への対応のため、関係機関との連携体制を強化するとともに、特別支援教育の体制整備に努めます。

【主な取組】

施策・事業	取組内容	施策・事業の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
障がいのあるこども・若者への理解促進	関係団体・機関等と連携し、住民に対して障がいに対する理解促進を図るため啓発活動を行います。	○	○	○	○	○	○
早期療育の実施	乳幼児健診の実施を通じ、発達に不安のあるこどもの早期発見・早期治療・早期療育に努めます。 また、こども相談（心理相談・言語相談）においても障がいの早期発見、早期療育に努めるとともに、認定こども園・小学校等に出向く巡回相談も実施します。	○	○				○
療育相談の体制づくり	西播磨圏域の関係機関等と連携しながら、発達に課題のあるこどもや、障がいのあるこどもの保護者に対し、保健師や専門職による療育相談を行い、育児不安の軽減を図る相談事業を実施します。	○	○	○			○
障がいに対応できる体制の整備	教育委員会、健康福祉課、専門家、学校、園と連携した相談支援体制を整備します。 また、通級指導、特別支援学級で学ぶ児童生徒に対して、障がいの状態等に応じた学習活動を支援します。	○	○	○			

施策・事業	取組内容	施策・事業の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
障がい児保育の推進	認定こども園における集団生活を通して障がいのある児童の生活の場を広げ、成長発達を援助するとともに、心理士による巡回相談等を通じ、保育従事者や保護者の相談に応じます。	○					○
インクルーシブ教育の推進	障がいの有無にかかわらず、児童生徒がともに学ぶことにより相互理解を深めるために、交流及び共同学習を図るとともに、インクルーシブ教育を推進します。また、副籍を生かした居住地交流を行い、特別支援学校に在籍する児童生徒が地域とのつながりの維持・継続を図れるよう努めます。	○	○	○			
特別支援教育の推進	障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するための適切な指導及び必要な支援を行います。		○	○			
切れ目のない相談・支援体制づくり	教育・保健・福祉・医療・労働等の関係機関、地域住民の連携を深め、就学前から卒業まで切れ目のない支援を行います。就学（園）にあたっては、本人・保護者の意向を尊重しながら、校種間の連携を図り円滑な就学（園）を支援します。	○	○	○			○
障がい（児）福祉サービスの推進	児童発達支援、放課後等デイサービス等、障がい（児）福祉サービスの実施を推進し、障がい児の将来の自立、社会参加を支援します。	○	○	○			○

2-4 生きづらさを抱えるこども・若者への支援

【取組の方向】

不登校やひきこもりは、本人自身の要因だけでなく、家庭、学校、友人関係等の様々な要因が複雑に絡んでいる場合があります。このため、不登校やひきこもりというだけで問題行動のあるこども・若者だと決めつけられることのないよう配慮しながら、自分らしい自立した社会生活が送れるよう支援します。

また、ヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、こども本人や家族に自覚がない場合もあるため、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して早期発見・把握し、必要な支援につなげていきます。

近年、小中高生の自殺者数が増加しており、全国の小中高生の自殺者数は513人*（令和5年）となっています。このため、誰も自殺に追い込まれることのないよう、生きることの包括的な支援として、こども・若者への自殺予防対策に努めます。

*資料：厚生労働省・警察庁「令和5年中における自殺の状況」

【主な取組】

施策・事業	取組内容	施策・事業の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
引きこもり支援対策	民生委員・児童委員等と連携して、地域への調査を実施するとともに、ひきこもりに関する情報提供を依頼することで、ひきこもりの実態把握に努めます。				○	○	○
不登校児童生徒対策	各学校の実情を踏まえ、不登校傾向のある児童生徒の個々の状況に応じた支援を行うとともに、スクールカウンセラー、スクール・ソーシャル・ワーカー、不登校児童生徒支援員を配置し、不登校の未然防止・早期対応に取り組みます。 さらに、定期的なアンケートや心の健康観察により、児童生徒のSOSの早期発見に努め、誰もが安心して学ぶことができる魅力ある学校づくりに取り組みます。		○	○			○

施策・事業	取組内容	施策・事業の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
ヤングケアラー対策	ヤングケアラーの問題は、顕在化しづらいことが多いため、地域住民をはじめ、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して早期発見・把握し、必要な支援につなげます。		○	○	○	○	○
自殺予防対策	ホームページやLINE、チラシ等を活用して多様な相談窓口を周知することで、相談しやすい環境づくりに努めます。また、若年層対策として、中学生を対象に、命の大切さやSOSの出し方について学ぶ「赤ちゃんふれあい学習」や「いのちの講演会」を継続して実施します。		○	○	○	○	○

2-5 結婚と子育ての希望をかなえる支援

【取組の方向】

こども・若者が子育てに伴う喜びを実感できる社会を実現するため、結婚や出産、子育てをしやすい環境づくりを進めていくことが必要です。このため、若者への結婚支援、結婚に伴う新生活への支援、子育てに至る生活基盤の安定の確保等により、結婚と子育ての希望をかなえやすい環境整備に努めます。

【主な取組】

施策・事業	取組内容	施策・事業の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
結婚新生活の経済的支援	少子化対策の一環として、若者の定住促進と結婚に伴う経済的負担の軽減を図るため、新生活にかかる経費(家賃・引っ越し費用等)の一部に対して補助金を交付し、新婚世帯を支援します。				○	○	
若者住宅取得奨励金の交付	5年以上の定住を目的として、新築住宅又は中古住宅を取得する者(所有者又は配偶者の年齢が満40歳未満)に奨励金を交付します。				○	○	
出産祝金の支給	こどもの健やかな成長を応援するため、町独自に出産祝金を支給します。	○					○
出産・子育て応援給付金の支給 (令和7年度から妊婦のための支援給付(仮称)として制度化される)	1回目の支給として妊娠届出を行った妊婦に対して5万円、2回目の支給として妊娠しているこどもの人数×5万円を支給します。	○					○
定住応援支援金の交付(子育て支援金)	若者住宅取得奨励金交付制度、新築住宅に対する固定資産税の課税免除制度、中古住宅取得費補助金交付制度の対象となる者で、義務教育終了前のこどもがいる場合に、定住応援券を交付します。(1人目:1万円、2人目:2万円、3人目以降:3万円)	○	○	○			○

施策・事業	取組内容	施策・事業の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
新築住宅に対する固定資産税の課税免除	所有者又は配偶者の年齢が基準日（原則、新築された日の属する年の翌年の1月1日）において、満50歳未満であるか、世帯員の中に義務教育終了前の子を有する場合に、新築された住宅の固定資産税を3年間免除します。	○	○	○			○
三世代同居等世帯支援補助金の交付	義務教育終了前のこどもを含む三世代で同居又は隣居を行う世帯に対して補助金を交付します。	○	○	○			○

2-6 就労支援と生涯にわたる学びの提供

【取組の方向】

こどもが若者へと成長して自立した社会生活を送るようになるためには、自らの生活を支える経済的基盤を築くことが必要です。このため、ハローワークや地域若者サポートステーション等の関係機関と連携して、若者の就労支援、再就職支援、就労先とのマッチングの向上、学び直し（リカレント教育^(※) やリスクリング^(※)）の機会提供等、雇用と経済的基盤の安定のための取組を進めます。

また、長い人生を過ごす上で心身ともに健康で自らを豊かにするスポーツ・文化活動・趣味・ボランティア活動等の多岐にわたる生涯学習の機会提供に取り組みます。

【主な取組】

施策・事業	取組内容	施策・事業の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
地域若者サポートステーションによる支援	働くことに悩みを持つ15歳～49歳までの若者を対象に、就労支援を行います。			○	○	○	
学び直しの機会提供	関係機関が実施する学び直し（リカレント教育やリスクリング）に関する情報提供を行うこと等により、学校教育から離れて社会に出た後も、一旦仕事を離れて学び直したり、学び直しながら仕事を続けられる環境づくりを推進します。				○	○	○
生涯学習の推進	スポーツ・文化活動・趣味・ボランティア活動等、多岐にわたる生涯を通じて学べる場を提供し、健康で自らを豊かにする環境づくりを推進します。	○	○	○	○	○	○

2-7 こども・若者の安全・安心の確保

【取組の方向】

こども・若者の健やかな成長のため、関係機関や地域住民とともに、交通事故、犯罪被害、災害等に対する安全の確保と、非行防止や喫煙・飲酒・薬物乱用の有害性の周知等に努め、こども・若者にとって安全・安心なまちづくりに努めます。

また、インターネットが普及し情報が氾濫する現代において、こども・若者が正しいインターネットの利用方法を身につけ、情報を取捨選択して活用するスキルが求められるため、情報リテラシー^(※)教育やインターネットの正しい利用に関する啓発に取り組みます。

【主な取組】

施策・事業	取組内容	施策・事業の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
安全な通学路の確保	地域や関係機関と連携した通学路の点検と安全の確保に努めます。		○	○			
交通安全教育の実施	学校・園における交通安全教室、地域における無灯火補導等を行い、交通安全教育を実施し、児童生徒の交通事故防止や交通安全意識の高揚を図ります。	○	○	○			
こども110番の家の設置	町内の民家や事業所に委託し設置している「こども110番の家」の取組と、学校・地域・警察との連携を強化し、安全な地域コミュニティづくりを推進します。		○	○			
防災教育の推進	学校園において防災訓練や施設見学を実施し、防災教育を推進します。	○	○	○			
思春期健康教育の実施	喫煙・飲酒・薬物乱用の有害性に関する知識の普及を図ります。 また心と身体のバランスがとれた成長を促すため、成長段階に応じ、性に対する正しい知識や命の大切さに関する教育を推進します。		○	○			

施策・事業	取組内容	施策・事業の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
非行防止活動の推進	青少年育成団体やP T A、教員等が連携し、巡回パトロールや街頭での啓発活動等、地域のこども・若者の健全育成のための取組を推進します。		○	○			
情報モラル教育の推進	こどもに対し、学校教育において、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を養い、情報発信による他者への影響を考え、人権、知的財産権等、自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや、犯罪被害を含む危険の回避等、情報の正しく安全な利用等、情報モラル教育を推進します。また、若者や保護者等をはじめとする町民に対しても、情報モラルに関する周知と啓発を行います。	○	○	○	○	○	○

2-8 こども・若者の居場所づくり

【取組の方向】

こども・若者の「居場所」とは、こども・若者が遊んだり、好きなことをしたり、居心地がよいと感じられる場所、時間、人との関係性の全てが「居場所」になり得ます。つまり、その場を居場所と感ずるかどうかは、こども・若者本人の意思によるところが大きいという前提に立って居場所づくりを推進する必要があります。

このため、多くのこども・若者の居場所である子育て学習センターや公園をはじめ、公民館や図書室等の社会教育施設等についても、こども・若者にとって一層居心地が良く利便性の高い場所となるよう取り組みます。

【主な取組】

施策・事業	取組内容	施策・事業の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
子育て学習センターの利用啓発	利用者のニーズを把握し、開館日の変更を検討します。また、小学生以上のこどもの居場所として施設の周知を行い、利用促進を図ります。	○	○	○			○
各地区公民館の利用啓発	各地区公民館を下校後・土日・長期休暇中にこどもたちが居場所として活用できるよう、ニーズに対応した空き部屋開放等のルール作りに取り組みます。 また、公民館図書室の児童向け図書を配置し、児童が図書と親しむ環境整備を進めます。	○	○	○	○	○	○
図書館機能の拡充による利用啓発	夏休み期間中の学習室の設置等、こどもの居場所として図書館の機能を活用します。図書館システム導入による検索機能の強化や、電子図書館の導入等による多様な読書環境の提供により、利便性を向上させ、町民の読書活動の促進に努めます。 学校図書の拡充を図り、児童生徒の主体的な学習意欲を育みます。	○	○	○	○	○	○
こどもが安全・安心に遊べる公園の維持管理	都市公園の維持管理を地域と協力して実施するとともに、専門業者による法定点検を実施し、遊具等の不良か所の修繕等、安全確保に努めます。	○	○	○			○

基本目標3 こども・若者を支える子育て当事者への支援

3-1 様々な経済的支援

【取組の方向】

こども・若者を支える子育て当事者に対して、こども・若者の成長段階に応じた支援を継続的に行っていく必要があります。このため、様々な経済的支援を行い、子育て家庭を支えることでこども・若者の健やかな成長につなげます。

【主な取組】

施策・事業	取組内容	施策・事業の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
認定こども園における利用者負担額の減免	認定こども園を利用する家庭に対し実施している、利用者負担額の減免の取組を引き続き実施します。	○					○
食育支援御祝記念品の配布	こどもの健やかな成長を支援するため、2歳・3歳児健診対象者に食育支援事業を実施します。	○					○
就学援助制度の実施	全てのこどもが安心して学習できるよう、経済的な援助を必要とされる家庭に、学用品の購入費等の就学援助費を支給します。		○	○			○
児童手当の支給	国の制度に基づき、令和6年10月より、所得制限が撤廃され、支給対象児童の年齢が高校生年代まで、多子加算（第3子以降3万円）が増額となった児童手当を支給します。	○	○	○	○		○
児童扶養手当の支給	国の制度に基づき、ひとり親家庭に対して児童扶養手当を支給します。	○	○	○			○
障がいのあるこどもがいる世帯への各種手当の支給	障がいのあるこどもを扶養する受給資格者（障がい児の父母等）に対して、国の制度に基づき、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当を支給します。	○	○	○	○	○	○
医療費の助成	医療費にかかる経済的負担を軽減するため、乳幼児、障がいのあるこども、ひとり親家庭に係る医療費の一部を助成します。	○	○	○	○		○

3-2 母子保健の推進

【取組の方向】

新生児を迎える家族にとって、母子に関する健康への関心は非常に高いため、母子に対する保健・医療の提供と情報提供や相談支援体制づくりが求められています。このため、母子ともに心身が健やかに育つことを目的として、妊娠・出産から子育て期における切れ目のない支援を行います。

【主な取組】

施策・事業	取組内容	施策・事業の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
こども家庭センターの周知、利用促進	妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して切れ目なく総合的相談支援を提供する「こども家庭センター」について周知と利用促進を図ります。	○	○	○	○	○	○
子育てに関する情報の提供	保健・医療・福祉・教育等の各分野で実施している子育て支援に関するサービス等の情報をわかりやすくとりまとめて関係各所で提供します。 また、ホームページの更新や子育て支援アプリ「かみごおり子育てNavi」、LINE配信等を活用して、子育て情報を提供します。	○					○
伴走型相談支援事業の実施	妊娠期から子育て期まで一貫した相談支援を身近で継続的に行います。また、相談者のニーズに即した支援へのつなぎを行います。その中で、流産や死産を含む子どもを亡くした家庭への配慮や支援も行います。	○					○
親子健康手帳（母子健康手帳）の交付	妊娠届と同時に母子の健康管理を行うために、親子健康手帳（母子健康手帳）を交付します。 交付の際、保健師、管理栄養士による健康相談を全対象者に実施し、妊娠・出産・育児に関する情報提供を行うとともに、保健指導や相談窓口の周知等により、妊娠・出産への不安の軽減を図ります。						○

施策・事業	取組内容	施策・事業の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
産後ケア事業の実施	助産師等の専門職が、産婦の心身のケア、乳房ケアや授乳に関する相談、育児のサポート等を行います。	○					○
妊婦健康診査費補助事業の実施	妊婦健康診査の費用を引き続き助成し、妊婦の健康の保持・増進と経済的負担の軽減を図ります。						○
乳児家庭全戸訪問の実施	保健師等が家庭訪問し、生後4か月までの乳児の健康状態を観察した上で、子育て相談、保健指導を行う事業を引き続き実施します。支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげます。	○					○
乳幼児健康診査の実施	1か月児健診、4か月児健診、10か月児健診、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診を実施し、身体発育や発達の確認、疾病の早期発見により、乳幼児の健康の保持・増進を図ります。 経過観察が必要なこどもが適切な指導が受けられるよう健診体制の整備及び事後指導を行います。 また、虐待予防の視点から、育児支援に重点を置き保健指導を行うとともに、未受診理由の把握と受診勧奨に努めます。	○					○
歯科保健事業の実施	妊婦歯科健診や1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診を通じ、歯や口腔の健康や噛むことの大切さ、食について理解を深める啓発活動を実施します。 また、認定こども園で「幼児むし歯予防教室」を実施します。	○					○
栄養指導の実施	管理栄養士が親子健康手帳交付時や乳幼児健康診査において面談を実施し、正しい食習慣を身につけることができるよう、食や栄養に関する情報提供や相談指導を実施します。	○	○	○			○

施策・事業	取組内容	施策・事業の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
食育に関する啓発活動の実施	母子保健事業やこども園、学校等において、いずみ会と連携のもと、調理実習や食育紙芝居等を通して、望ましい食生活や食に関する情報提供、啓発活動を実施します。	○	○	○			○
予防接種の実施	予防接種の勧奨や必要性について、広報紙やホームページ、個別案内等を通じた周知を行います。 また、予防接種を受けていないこども（保護者）に対しては、接種勧奨に努めます。	○	○	○			○
救急医療体制の提供	赤穂市医師会に委託し小児救急医療診療を提供しており、引き続きこの体制を維持し、救急対応を図ります。	○	○				

3-3 地域子育て支援の環境整備

【取組の方向】

子育て当事者がこどもを育てるためには、地域における子育て支援が必要です。このため、共働き世帯等を支える保育や子育て当事者同士の交流・親睦等の機会の提供等により、家庭や地域において安心して子育てできる環境を整えます。

【主な取組】

施策・事業	取組内容	施策・事業の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
一時預かりの実施 (子育て学習センター)	子育て学習センターにおいて未就園児の一時的な預かりを実施し、保護者の負担軽減を図るとともに家庭保育を支援します。一時預かりの利用料について、所得区分による軽減を実施し、より多くの子育て世帯が利用しやすくなるよう努めます。	○					○
ファミリー・サポート・センター事業の実施	子育ての援助を受けたい人と子育ての支援を行いたい人が会員となり、地域で子育ての手助けをしていくファミリー・サポート・センター事業の利用を進めるため、普及・啓発を図ります。	○	○				○
放課後児童健全育成事業(学童クラブ)の実施	児童が放課後を学童クラブで安全に、安心して過ごすことができるよう受け入れ施設の整備、支援員の確保と資質の向上に努めます。また、様々な就労形態が増加している状況を踏まえ、開所時間や制度の内容について、検討していきます。		○				○
地域の子育て支援ボランティア活動の推進	放課後子ども教室や学校支援ボランティア、ボランティア協会等に登録している子育てを支援する団体の活動を支援し、地域のつながりの中で子育てができる関係づくりを進めます。		○				
子育てに関する学習機会の提供	健康係が実施する赤ちゃんサロン、子育て学習センターが実施する「すこやか子育て教室」や社会福祉協議会の子育て支援室のイベント等、育児に関する情報提供とともに、子育ての仲間づくりを促進する機会を提供します。	○					○

施策・事業	取組内容	施策・事業の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
家庭教育に関する学習機会や情報の提供	子育て学習センターの「すこやか子育て教室」や公民館事業、PTA活動等を通じ、家庭教育に関する学びの場を提供し、保護者同士の交流や情報交換等の機会を提供します。 また、子育て支援に携わる関係団体・機関との連携を行い、各種事業の展開を図ります。	○	○	○			○
家族・親子の絆を深める機会の提供	森林体験の森で、科学、芸術、ものづくり等に関心を高めるための体験型学習を行い、家族・親子のきずなを深める機会を提供します。	○	○				○
地域子育て支援拠点の環境整備	地域子育て支援拠点である子育て学習センターの施設の整備、遊具等の修繕を継続し、安全確保に努めます。	○	○	○			○

3-4 ワーク・ライフ・バランスの推進

【取組の方向】

ワーク・ライフ・バランスとは「仕事と生活の調和」とも言われ、子育てや介護の時間、自らの時間や、地域活動の時間等と、仕事の時間をバランスよく過ごしなが、やりがいをもって人生を過ごすことです。このため、企業や家庭に対してワーク・ライフ・バランスに関する広報・啓発に努めるほか、男女共同参画の実現に向けた取組を進めます。

【主な取組】

施策・事業	取組内容	施策・事業の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
男女共同参画意識の啓発	男女がともに仕事と家庭責任を両立しながら、自分らしい生き方を選択できる社会の実現を目指し、固定的な役割分担意識の解消を図る啓発を推進します。	○	○	○	○	○	○
仕事と生活の調和に対する意識の啓発	兵庫県と連携し、働き方やライフプラン等に関する講演会やセミナー、チャレンジ相談等を開催し、「仕事と生活の調和」の実現に向けた啓発に努めます。				○	○	○

3-5 配慮が必要な子育て家庭への支援

【取組の方向】

こども・若者の成長は、家庭の状況や子育て当事者の状態に大きな影響を受けます。できるだけ家庭や子育て当事者の事情がこども・若者の成長に影響を与えないよう、こどもの養育が困難であったり、経済的に厳しい家庭に対して、相談支援や経済的支援を行います。

【主な取組】

施策・事業	取組内容	施策・事業の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
地域における相談支援体制の実施	家庭相談支援員等が地域の民生委員・児童委員と連携しながら、ひとり親家庭や生活困窮世帯等の配慮が必要な家庭に対する相談支援を実施します。	○	○	○			○
養育支援訪問の実施	乳児家庭全戸訪問により把握した支援の必要な家庭を保健師及び家庭相談支援員が訪問し、養育に関する相談、指導助言等必要な支援を行うことで、要保護児童の健全な育成を図ります。	○	○	○			○
子育て短期支援事業（ショートステイ）の実施	保護者が病気、出産、育児疲れ、仕事等で一時的にこどもの養育が困難になった場合、児童養護施設等で一時的にこどもを預かり、必要な保護を行います。	○	○	○			○
ひとり親家庭への就労支援	龍野健康福祉事務所と連携し、自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金の支給を行うとともに、ハローワーク等関係機関との連携を行い就労支援を実施します。	○	○	○			○
年末年始ホームステイ事業の実施	社会的養護を必要とするこどもに対する支援を行います。	○	○	○			
子育て世帯訪問支援事業の実施	訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭等の居宅を訪問し、家事・子育て等の支援を実施し、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。	○	○	○			○

施策・事業	取組内容	施策・事業の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
ひとり親家庭及び低所得子育て世帯のこどもの学習支援の場の情報発信	兵庫県が、生涯学習センターで実施しているひとり親家庭及び低所得の子育て世帯のこどもの学習支援を行う場について、情報発信を行い、利用促進を図ります。		○	○			○
生活困窮世帯のこども・若者への支援	生活困窮世帯のこども・若者が将来自立した生活ができるよう、学習や進学、自分の身の周りのことが出来るようにする生活習慣の獲得等を支援し、貧困の連鎖の防止を図るため、国、県が実施する生活困窮者支援制度や、様々な経済的な支援に関する給付制度等について周知し、困難を抱える子育て家庭に対して、家庭に寄り添った切れ目のない支援を実施します。	○	○	○	○	○	○

第7章 量の見込みと確保方策

1. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域

町においては、町の地理的条件や人口、その他社会的条件、施設の整備状況等を総合的に勘案した結果、町全体で1区域と定めて町の確保方策を図ります。

2. 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

就学前児童への教育・保育事業については、こどもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の3区分に認定してサービスを提供します。

1号認定、2号認定、3号認定0歳児は、量の見込みに対する供給量を確保できる見込みです。また、3号認定の1歳児・2歳児は、供給量の不足が予測される令和7年度と令和8年度は、定員の弾力的な対応の中で受け入れ可能と考えています。

認定区分	年齢	保育の必要性	提供施設	提供区域
1号	3～5歳児	保育の必要性に該当しない (教育のみ)	認定こども園	町全域
2号	3～5歳児	保育の必要性に該当	認定こども園	
3号	0～2歳児		認定こども園	

(1) 1号認定（3～5歳児／認定こども園の幼稚園機能を利用）

認定こども園の幼稚園機能を利用する3～5歳児について、引き続き、子育て家庭の多様なニーズに応えられるよう量と質の確保に取り組みます。

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(推計値)	40	45	48	48	44
確保方策	49	49	49	49	49
差	9	4	1	1	5

※「量の見込み(推計値)」とは、人口推計及びこれまでの利用実績等を踏まえ、今後必要となる利用人数等（=どのくらいの需要があるか）を見込むこと。

※「確保方策」とは、「量の見込み(推計値)」に対して提供体制（=どのくらい受け皿があるか）を示すこと。

(2) 2号認定(3～5歳児/認定こども園を利用)

こどもの人口は減少傾向にありますが、共働き世帯の増加や核家族化による保育ニーズの高まりを受け止めるため、今後も適切なサービスの提供に努めます。

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(推計値)	103	116	123	121	111
確保方策	132	132	132	132	132
差	29	16	9	11	21

(3) 3号認定(0～2歳児/認定こども園を利用)

こどもの人口は減少傾向にありますが、共働き世帯の増加や核家族化による保育ニーズの高まりを受け止めるため、今後も適切なサービスの提供に努めます。

(人)

3号認定(0歳児)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(推計値)	15	14	14	13	12
確保方策	15	15	15	15	15
差	0	1	1	2	3

(人)

3号認定(1歳児)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(推計値)	31	24	24	23	22
確保方策	26	26	26	26	26
差	-5	2	2	3	4

(人)

3号認定(2歳児)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(推計値)	40	38	30	29	28
確保方策	33	33	33	33	33
差	-7	-5	3	4	5

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じて計画に記載し実施する事業であり、次の各事業が定められています。

	対象事業
地域子ども・子育て支援事業	(1) 利用者支援事業
	(2) 地域子育て支援拠点事業
	(3) 妊婦健康診査費補助事業
	(4) 乳児家庭全戸訪問事業
	(5) 養育支援訪問事業
	(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）
	(7) ファミリー・サポート・センター事業
	(8) 一時預かり事業
	(9) 延長保育事業
	(10) 病児・病後児保育事業
	(11) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）
	(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
	(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
	(14) 子育て世帯訪問支援事業
	(15) 児童育成支援拠点事業
	(16) 親子関係形成支援事業
	(17) 妊婦等包括相談支援事業
	(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
	(19) 産後ケア事業

※(14)～(19)の事業は新規事業であり、本計画から量の見込みと確保方策を記載します。

(1) 利用者支援事業

妊娠期から子育て期の家庭が地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう相談に応じ、情報提供や関係機関との連絡調整等を行う事業です。

本町では、当事業に該当する総合相談窓口として、令和6年4月から健康福祉課内に「上郡町こども家庭センター」を設置しました。引き続き、保健師・家庭相談員等の専門的な職員が連携しながら、切れ目なく一体的に支援を行います。

(か所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
こども家庭センター型	1	1	1	1	1

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。ただし、国が定める開設日数等の実施形態を満たす必要があります。

本町では、子育て学習センターで実施しており、今後も当該事業の適切な運営に努めます。

(人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(推計値)	4,107	3,723	3,313	3,203	3,066
確保方策	4,107	3,723	3,313	3,203	3,066

(3) 妊婦健康診査費補助事業

妊婦健康診査に要する費用の一部を助成することにより、妊婦の健康の保持・増進と経済的負担の軽減を図る事業です。

今後も親子健康手帳の交付時に受診券(14回分)を配布して助成を継続し、妊婦健康診査の受診を啓発・推奨していきます。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (推計値)	対象人数(人)	60	59	55	52	50
	健診回数(回)	427	416	393	369	358

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる家庭に保健師等が訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。全ての家庭を訪問することを目標として、事業を継続していきます。

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(推計値)	38	37	36	34	32

(5) 養育支援訪問事業

児童への虐待や育児不安を抱えているなど、養育支援が特に必要な家庭を家庭相談員、保健師が訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、家庭での適切な養育を確保する事業です。

全てのこどもの健やかな育ちが約束されるよう、今後も当該事業の適切な運営に努めます。

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(推計値)	36	36	36	36	36
確保方策	36	36	36	36	36

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

病気や看護、冠婚葬祭等、育児疲れ等で一時的にこどもの養育が困難となった場合、児童養護施設等でこどもを預かる事業です。当該事業を必要とされる方に対して提供できるよう、児童養護施設等と連携して確保に努めます。

(人日)

ショートステイ	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(推計値)	14	14	14	14	14
確保方策	14	14	14	14	14

(7) ファミリー・サポート・センター事業

子どもの預かり等の“援助を受けたい人”と“援助を行いたい人”が会員となって、子育てに関する地域相互援助活動を支える制度です。会員同士の相互援助活動のマッチングや連絡、調整、講習会等を健康福祉課に設置しているファミリー・サポート・センターが行います。登録会員を増やすとともに、本事業の周知を行います。

(人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(推計値)	70	66	63	61	58
確保方策	70	66	63	61	58

(8) 一時預かり事業

①認定こども園の幼稚園機能を利用する在園児を対象とした預かり保育と、②認定こども園の幼稚園機能を利用する在園児の預かり保育以外の一時預かりの区分で、量の見込みと確保方策を検討しています。

子育て家庭の一時預かりのニーズに応えられるよう、引き続き、当該事業の適切な運営に努めます。

①幼稚園型における在園児を対象とした預かり保育

認定こども園の在園児（1号認定）において、通常教育標準時間を超えて預かる事業です。保護者のニーズに応えられるよう、引き続き、当該事業の円滑な実施に努めます。

(人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(推計値)	4,224	4,744	5,034	4,976	4,542
確保方策	4,224	4,744	5,034	4,976	4,542

②幼稚園型以外の一時的預かり

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、地域子育て支援拠点（上郡町子育て学習センター）において、一時的な預かりを行う事業です。

(人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(推計値)	56	57	56	55	51
確保方策	56	57	56	55	51

(9) 延長保育事業

保育の必要性の認定を受けたこどもについて、通常の利用時間以外の時間において、認定こども園で保育を実施する事業です。共働き家庭・ひとり親家庭等の保育ニーズに応えられるよう、引き続き、当該事業の円滑な実施に努めます。

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(推計値)	30	31	30	30	28
確保方策	30	31	30	30	28

(10) 病児・病後児保育事業

こどもが病気の回復期にあり、自宅での保育が困難な場合の受け皿となる病後児保育事業について、陽光こども園で実施しています。保護者のニーズに適切に対応できるよう円滑な実施を図ります。なお、病児保育については、現在のところ実施の予定はありませんが、必要に応じて体制づくりに向けた働きかけを行います。

(人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(推計値)	4	4	4	4	4
確保方策	4	4	4	4	4

(11) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

保護者が仕事で昼間に自宅にいないなど、放課後にこどもだけで過ごす状況にある小学生に生活の場や適切な遊びの場を提供するサービスです。

今後も共働き世帯やひとり親家庭の保育ニーズの高まりを受け止め、こどもが放課後を安全・安心に過ごすことができるよう、引き続き、適切な運営に努めます。

(人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (推計値)	1年生	29	22	25	25	31
	2年生	28	26	20	23	23
	3年生	29	24	22	16	19
	4年生	18	22	18	17	13
	5年生	12	10	13	10	10
	6年生	10	9	7	9	7
	計	126	113	105	100	103
確保方策		200	200	200	200	200

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得で生計が困難な家庭のこどもに対し、認定こども園等において保護者が実費で支払う日用品や文房具、副食材料費等の費用の一部を補助する事業です。

本町では、現在のところ対象者はいませんが、継続して対象者の把握に努め、全てのこどもの健やかな成長を支援します。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量を拡大するため、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園において特別な支援が必要なこどもの受入体制構築の支援を行う事業です。

本町では、現在のところ事業に該当する施設はありませんが、必要に応じて事業を実施します。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。具体的な援助の例として、調理、掃除等の家事、こどもの送迎、子育ての助言等が挙げられます。新規事業であるため、必要な家庭数にあわせ、支援体制を確保するよう努めます。

(人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(推計値)	192	192	192	192	192
確保方策	192	192	192	192	192

(15) 児童育成支援拠点事業

養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象として、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を提供するとともに児童や保護者への相談等を行う事業です。具体的な例として、居場所の提供、食事の提供、生活リズムの調整、学習支援、関係機関との調整等が挙げられます。

継続して関係機関と調整を図りながらこどもの居場所づくりを進めます。

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(推計値)	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0

(16) 親子関係形成支援事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者等を対象として、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、こどもの発達の状況等に応じた支援を行う事業です。具体的な例として、講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法でこどもとの関わり方等を学ぶ（ペアレントトレーニング）等が挙げられます。

本町は小規模自治体であり、事業実施のために必要な支援対象者が集まりにくいいため、見込み量をゼロとしています。必要なときには圏域を含め、適切な支援ができるよう努めます。

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(推計値)	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0

(17) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談等を行うことにより、心身の状況やその置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談支援を行う事業です。

本町では、こども家庭センターにて、妊娠届出時、妊娠中、産後に面談等の機会を設けることにより伴走型の相談支援を実施します。

(回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(推計値)	111	108	102	96	93
確保方策	111	108	102	96	93

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

こどもを中心に、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するため、認定こども園等の施設において、満3歳未満の乳幼児（既に特定教育・保育施設等に入所している乳幼児は除く）を一定時間受け入れて、他者との関わりを通して乳幼児の社会性を育成するとともに保護者の育児負担の軽減を支援する事業です。

令和8年度からの全国的な本格実施に合わせて実施体制を整備します。

(人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み(推計値)	2	2	2	2	2
	確保方策	0	2	2	2	2
1歳児	量の見込み(推計値)	2	1	1	1	1
	確保方策	0	1	1	1	1
2歳児	量の見込み(推計値)	2	2	1	1	1
	確保方策	0	2	1	1	1

※当該事業は、令和8年度以降に新設される「乳児等のための支援給付」に位置付けられる予定。

(19) 産後ケア事業

産婦の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児が出来るよう支援することを目的とした事業です。

本町では、少子化の中にあっても利用ニーズが高まることを見据えて、当該事業の適切な運営に努めていきます。

(人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(推計値)	13	13	13	13	13
確保方策	13	13	13	13	13

第8章 計画の推進について

1. 計画の推進体制

こども・若者への支援や子育て支援に関わる施策は、福祉分野だけでなく、保健・医療・教育等、多岐の分野にわたります。このため、国及び県等の動向を踏まえながら、「上郡町子ども・子育て会議」や庁内関係課を中心に、関係機関、事業者、関係団体及び地域住民等の協力を得ながら、こども・若者及び子育て当事者等に対する支援と本計画の着実な実施に取り組みます。

また、保護者、関係団体等からの意見や、こども・若者からの意見にも耳を傾け、全てのこども・若者がひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会の構築に向かうように取り組みます。

2. 計画の進捗管理と評価

本計画（Plan）の所期の目標を達成するためには、計画に基づく取組（Do）状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Act）を図る「PDCAサイクル」による進捗管理が必要です。

このため、「上郡町子ども・子育て会議」において毎年度の進捗状況の把握・点検を行うとともに、計画期間中であっても、国や県の動向や「上郡町子ども・子育て会議」における審議等により見直しが必要となった場合は、適宜修正を行っていくこととします。

3. 評価指標の設定

計画の進捗を評価するため、地域子ども・子育て支援事業の年次評価に加え、次のとおり、指標を定めて確認を行うことで、計画に基づく取組状況を把握・評価し、その結果を踏まえた計画の改善を図ります。

【施策・事業の取組に基づく指標】

施策・事業	指標	現状値	目標値 <R11年度>
こども・若者の意見表明の場づくり	タウンミーティングの実施	<R6年度> 0回/年	1回/年
結婚新生活の経済的支援	結婚新生活支援事業補助金の交付件数	<R5年度> 1件/年	3件/年
各地区公民館の利用啓発 (こどもの居場所としての利用)	居場所として利用した人数	<R6年度> 0人	200人
子育て学習センターの利用啓発 (こどもの居場所としての利用)	小学生以上の利用人数	<R5年度> 234人	260人
乳幼児健康診査の実施	4か月健診受診率	<R5年度> 98.4%	100%
	1歳6か月児健診受診率	97.8%	100%
	3歳児健診受診率	90.6%	100%
子育てに関する学習機会の提供	すこやか子育て教室の講座参加者数	<R5年度> 642人	700人
地域における相談支援体制の実施	家庭相談支援員が実施したケア会議数	<R5年度> 124件	件数の維持
養育支援訪問の実施	家庭相談支援員が対応した相談・訪問等の件数	<R5年度> 612件	件数の維持

【子育て支援に関するニーズ調査に基づく指標】

指標	現状値	目標値 <R11年度>
「上郡町の子育て支援や子育て環境についての満足度」(「非常に満足している」～「ふつう」の合計割合)	就学前：65.1% 小学生：63.3%	割合の増加

資料編

1. 上郡町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 24 日

条例第 30 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項の規定に基づき、上郡町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 行政機関の職員
- (5) 公募による町民
- (6) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員(前条第 2 項第 5 号に規定する者を除く。)は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定め、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長の指名により選任され、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、町長が招集する。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 7 条 子ども・子育て会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉課において処理する。

(補則)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第4条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、平成27年3月31日までとする。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年条例第7号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附則(令和5年3月10日条例第7号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2. 上郡町子ども・子育て会議 委員名簿

委員構成	役 職 等	氏 名
子どもの保護者	保護者代表	宮 本 隆
		江 見 久美
		正 木 千恵
子ども・子育てに関する学識経験者	関西福祉大学教育学部 教授	秋 川 陽一
	兵庫大学教育学部 教授	半 田 結
子ども・子育て支援の団体に属する者	高田小学校 校長	藤 本 憲正
	上郡こども園 園長	藤 木 直子
	プレスクールかみごおり 園長	澤 田 幸栄
教育保育関係者	上郡町教育委員会次長兼教育推進課長	竹 内 澄子
公 募 委 員		横 山 厚子
		末 政 文昭
その他町長が必要と認める者	上郡町民生委員児童委員協議会 会長	中 山 敬
	上郡町社会福祉協議会 事務局長	竹 内 盛一郎

3. 計画策定の経緯

年度	開催年月日	協議事項等
令和5年度	令和6年1月22日（月）	第1回 子ども・子育て会議 ・第3期上郡町子ども・子育て支援事業計画策定について（諮問） ・第3期上郡町子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査について
令和6年度	令和6年8月7日（水）	第1回 子ども・子育て会議 ・第3期上郡町子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査結果の報告 ・現行計画の評価・点検・課題報告 ・第3期計画に向けた量の見込みの算出等の協議
	令和6年10月15日（火）	第2回 子ども・子育て会議 ・地域子ども子育て支援事業の見込みと確保策について ・次期計画素案について
	令和6年12月3日（火）	第3回 子ども・子育て会議 ・上郡町こども計画（仮称）の骨子について
	令和6年12月23日（月）	「かみごおり こども・若者まんなかプラン」に係るパブリックコメントの実施 （令和7年1月24日（金）まで）
	令和7年2月18日（火）	第4回 子ども・子育て会議 ・パブリックコメントの結果報告 ・「かみごおり こども・若者まんなかプラン」最終案について ・答申について

4. 用語の解説

【ア行】

■ICT（アイシーティー）

Information and Communication Technology の略。情報や通信に関する技術の総称。

■インクルージョン

全ての人のニーズを包括し、一体的に支援を行う体制。

■SNS（エスエヌエス）

Social Networking Service の略。インターネット上の交流を通して社会的ネットワークを構築するサービス。

【カ行】

■核家族

世帯構造のひとつ。核家族世帯とは、夫婦のみの世帯、夫婦とその未婚の子のみの世帯、ひとり親とその未婚の子のみの世帯を指す。

■キャリア教育

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育て、発達段階に応じた様々な立場や役割の中で、自分らしい生き方を考えていく教育のこと。

■合計特殊出生率

15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計した値であり、一人の女性が一生の間に出産するこどもの人数を示す。

■こども基本法

全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こどもに関する取組を社会全体で推進していくための基本法として、令和5年4月に施行された法律。

■こどもの最善の利益

児童の権利に関する条約（こどもの権利条約）にあるすべての権利が守られること。また、こども自身に関することが決められ、行われる際は、そのこどもにとって最もよいことは何かを第一に考えること。

児童の権利に関する条約（こどもの権利条約）とは、平成元年11月に第44回国連総会において採択された条約であり、我が国は、平成2年9月にこの条約に署名し、平成6年4月に批准した。生きる権利、成長する権利、暴力から守られる権利、教育を受ける権利、遊ぶ権利、参加する権利等、こどもたちがもっている様々な権利が定められた。

■コーホート変化率法

1歳以上は、特殊な人口変動がないと仮定し、その「変化率（過去5年の平均値）」を求め、それを乗ずることによって将来人口を求める。また、0歳は、出産該当年齢の女性とその年に生まれたこどもの割合（女性こども比）を求め、それを乗ずることによって将来の出生人口を求める。過去や将来に特殊な人口変動要因がない場合の比較的近い将来の人口推計等に使用する。

【サ行】

■児童の権利に関する条約（こどもの権利条約）

平成元年11月に第44回国連総会において採択され、我が国は、平成2年9月にこの条約に署名し、平成6年4月に批准した。生きる権利、成長する権利、暴力から守られる権利、教育を受ける権利、遊ぶ権利、参加する権利等、世界のどこで生まれてもこどもたちがもっている様々な権利が定められた。この条約が採択されてから、世界中で多くのこどもたちの状況の改善につながってきた。

■情報リテラシー

世の中に溢れる様々な情報を適切に評価・解釈して活用できる能力のこと。

■スクールカウンセラー

いじめや不登校等の対策として、こども、保護者、教師の相談にのるために、学校に配置されている臨床心理士等の専門家のこと。

■スクール・ソーシャル・ワーカー

福祉の専門性を持ち、こどもの最善の利益を保障するために、学校等において日常生活での課題を解決するための支援を行う専門職のこと。

【ハ行】

■プッシュ型

行政が能動的に情報やサービスを住民に提供すること。

【ヤ行】

■ヤングケアラー

家族の介護・看病・世話等について、大人と同程度の負担で、長期間、日常的に行っているこどものこと。

【ラ行】

■ライフステージ

人の一生における年齢に伴う変化を、いくつかの段階に区切って考える場合のそれぞれの段階のことで、成長段階（幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期）や節目となる出来事（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職、他）等によって区分される。

■リカレント教育

学校教育からいったん離れたあとも、それぞれのタイミングで学び直し、仕事で求められる能力を磨き続けていくこと。

■リスキリング

新しい職業に就くために、あるいは、今の職業で必要とされるスキルの大幅な変化に適應するために、必要なスキルを獲得すること。

かみごおり こども・若者まんなかプラン

発 行：上郡町

編 集：上郡町健康福祉課 子育て支援係

住所：〒678-1292 兵庫県赤穂郡上郡町大持 278 番地

TEL：0791-52-1114 FAX：0791-52-6015

発行年月：令和 7 年 3 月



上 郡 町